

# インドへの投資

直接投資に関する政策と諸手続

2005年11月

海外直接投資に関する政策と手続きの総合マニュアル

インド政府 商工業省

産業振興政策局

November 2005

邦訳：インド・アジア開発有限会社

## インド概観

- ・ インドは議会制政府を構成する州の連合体である
- ・ 国土は 329 万平方キロ
- ・ 首都は New Delhi
- ・ 人口は 10 億 27 百万 (2001 年 3 月 1 日現在)
- ・ 国土の多くは気温が摂氏 10-40 度の熱帯性気候
- ・ 標準時間はグリニッチ標準時間 + 5 時間半
- ・ 主要国際空港は New Delhi, Mumbai, Chennai, Kolkata, Bangalore, Hyderabad, Thiruvananthapuram
- ・ 主要入国関税港は Chennai, Ennore, Haldia, Jawaharlal Nehru, Kolkata, Kandla, Kochi, Mormugao, Mumbai, New Mangalore, Paradip, Tuticorin, Vizag

## 主要経済指標

- ・ GDP は 28,30,465 Crore (千万)
- ・ GDP(PPP) (2004) = US\$3319 billion (4<sup>th</sup> largest in the world)
- ・ GDP growth rate : 2004-05 : 6.9%
- ・ Exchange rate : Rs. 43.55 / \$ (as on august 9,2005)
- ・ 外貨準備高 : US\$140.6 billion (as on 29.07.2005)
- ・ 輸出: 2004-5: US\$79.24 billion, Growth Rate: 24%
- ・ 輸入: 2004-5: US\$107 billion, Growth Rate: 37%
- ・ 海外直接投資: 2004-5: US\$5.3 billion, Growth Rate: 18.2%
- ・ 海外間接投資 (金融・証券投資) : 2004-5: US\$9.9 billion

海外直接投資に関する政策と手続きの本冊子は投資家や

企業家を対象に包括的ガイドとして作成されたもので、  
本冊子の記述と関連法律、規則、規制、政策ステーツメント、  
等との間に相違がある場合は、後者が優先される。

AJAY DUA

インド政府商工業省次官

(産業振興政策局)

Udyog Bhawan, New Delhi-110 011

Tel: 23061815, 23061667 Fax: 23061598

E-Mail: [ajay.dua@nic.in](mailto:ajay.dua@nic.in)

## 前書き

1991年以降インド政府が採ってきた経済改革は、海外からの資金がインドの産業・経済の発展において重要な役割を果たすことを認識している。海外からの資金流入は金融原資としてのみならず、知識と技術移転の道具としても歓迎されている。

インド政府はこの期間に海外資金流入、特に海外直接投資(Foreign Direct Investment—FDI)招聘、の促進の為に諸策を施行してきた。主要注力部門はインフラ発展であり、特にエネルギー、電力、通信、及び都市計画の発展。

製造業を含む、多くの活動分野における直接投資(FDI)は自動承認制であり、インド準備銀行(the Reserve Bank of India)への報告のみが求められている。株式譲渡と投資回収手続きの簡素化にも配慮が為されてきたし、又、外国技術の導入に関する政策と手続きも大きく簡素化されてきた。より良い投資環境を創造すべく、許認可手続きも絶えず再検討されている。

本冊子は、より親切的なインドへの投資に関する政策と手続きの最新版として改定されたものである。

情報・解説は産業振興政策局(Dept. of Industrial Policy and Promotion)のwebsiteを参照のこと(<http://dipp.gov.in>)。

## 目次

章(Chapter)	内 容	頁
1.	海外直接投資 . . . . .	6
2.	工業ライセンス . . . . .	13
3.	海外との技術提携 . . . . .	16
4.	海外投資家参入時のオプション . . . . .	18
5.	外国為替規制 . . . . .	21
6.	金融・証券投資 . . . . .	23
7.	会社設立 . . . . .	25
8.	スキームとインセンティブ . . . . .	28
9.	税制 . . . . .	31
10.	投資ガイドと促進 . . . . .	36
11.	頻繁に出てくる質問 . . . . .	39

## 追 補

1.	海外直接投資申請に対する Foreign Investment Promotion Board(FIPB)の審査におけるガイドライン	41
2.	海外直接投資に関する分野別ガイドライン . . . . .	46
3.	直接投資の分野別最高出資比率 . . . . .	53
4.	FDI 100%が自動承認される分野の . . . . .	55
5.	FDI 100%が自動承認されるインフラの部門 . . . . .	56
6.	FDI 100%が自動承認されるサービス部門 . . . . .	57
7.	自動承認該当の海外合弁又は技術提携が、インドに既存契約を有する場合のガイドライン (Press Note No.1) . . . . .	58
8.	都市計画、住居建設、ビル建設、インフラ、及び . . . . . 建設プロジェクト関連 FDI に関するガイドライン	59
9.	1991年国勢調査に基づく人口100万人以上の都市(工場立地距離規制) . . . . .	61
10.	諸許認可関係官公庁リストと Web-サイト . . . . .	62
11.	主要省庁 Web-アドレス . . . . .	64
12.	州及びユニオン・テリトリーの Web-サイト申請書提出先 . . . . .	66
13.	商工省窓口責任者リスト . . . . .	68
14.	商工省窓口責任者リスト . . . . .	69

## 第1章 海外直接投資(Foreign Direct Investment-FDI)

## 序論

1.1 世界最大の民主主義国であり、経済力 10 位のインドは、その堅実な成長ぶりと豊富な熟練労働力で以って国内及び海外からの投資家に無限の投資機会を提供している。インドは世界 10 位の工業国であり、購買力平価(PPP-Purchase Power Parity)からみれば世界 4 位の経済大国である。

1991 年の経済改革開始以来、投資、貿易、金融、外為規制、知的所有権法、等の分野で大きな前向きの改革が為されてきた。インドは自由な魅力的な、そして投資家に好ましい投資環境を提供している。本章は海外直接投資に関する政策の主要点を紹介する。

## 投資展望

1.2 最近の多くの調査が、投資先としてのインドの魅力に照準を当てている。ゴールドマン・サックスの調査は、インド経済は 2050 年まで 5%又はそれ以上の成長を続け、世界 4 位の経済大国になると予測している。諸調査の幾つかを引用すると；

- 魅力的投資先として 3 位—ATKEARNEY Business Confidence Index, 2004
- Best of shoring destination—ATKEARNEY Offshoring Index,2004
- 投資最適上位 3 国の一つ —UNCTAD and Corporate Location Survey April 2004

## 海外直接投資政策

1.3 経済浮上中の諸国の中で、インドは海外直接投資に関して最も自由で透明な政策を採っており、インド政府の事前認可を要する下記を除き、投資分野と事業活動範囲の制限無しで FDI 100%が自動承認制である。

- i Industrial Licence を必要とする活動範囲/品目 (2.1 参照)
- ii インドに資本/技術面で既提携先を有する外国企業が、同じ分野で新規提携認可申請 (Press Note No.1 of 2005 シリーズを参照)
- iii 既存インド法人の株式取得認可申請
  - a. 金融サービス分野
  - b. 証券取引委員会(SEBI)1997 年規則が適用される分野 (株式大規模取得及び買収)
- iv 分野別政策発表が触れていない、又は海外直接投資が認められていない分野に関する認可申請 (追補 2 参照)

## 海外直接投資政策の変更

1.4 海外直接投資政策は随時見直され、投資分野或は投資比率などの変化は産業振興政策局の Secretariat for Industrial Assistance (SIA)が Press Note を通じて公示する。

又、Foreign Exchange Management Act(FEMA)に照らしてインド準備銀行(RBI)も投資政策に注目する。RBIのWeb-サイトを参照下さい ([www.rbi.org.in](http://www.rbi.org.in)) .

### 自動承認制度（ルート）の手続き

1.5 自動承認制で認められた範囲の分野及び活動目的、の海外直接投資はインド政府や RBI の如何なる事前許可も必要としない。当該投資家は送金受領日から 30 日以内に所轄 RBI 地域事務所に届け出て、海外投資家に対する株券発行日から 30 日以内に RBI 地域事務所に書類提出をすればよい。

### インド政府承認制度手続き

1.6 上述 1.3 規定の自動承認制度に編入されていない活動分野に関する海外直接投資はインド政府の事前承認を必要とし、FIPB(Foreign Investment Promotion Board)が審査する。海外投資/海外技術提携を伴う複合的申請に対する認可はFIPBの勧告に基づいて為される。非居住インド人(Non-Resident Indian - NRI)からの投資と 100% Export Oriented Unit(EOU)への投資を除いて、全ての海外直接投資申請書は FIPB, Department Economic Affairs(DEA), Ministry of Finance に提出されなければならない。 NRI と EOU の申請書は産業振興政策局の SIA に提出されなければならない。

申請書をインド政府の海外機関に提出すれば、当該機関が DEA に転送するものとする。

申請書は、<http://www.dipp.gov.in> からdownloadして「FC-ILフォーム」を使用しても良いし、白紙に全関連事項記述した申請書でも受付ける。受付は無料である。

FIPB による海外直接投資審査のガイドラインは追補—1 に記述されている。

### 禁止分野

1.8 現行政策は下記への海外直接投資を禁止している。

- i Gambling and betting(賭博)
- ii Lottery Business(宝籤)
- iii Atomic Energy(原子力)
- iv Retail Trading(小売業)
- v 農芸又はプランテーション活動、農耕活動、及びプランテーション  
(但し次を除く：花卉栽培(Floriculture)、園芸(Horticulture)、種子開発、  
動物飼育(Animal Husbandry)、野菜栽培(Pisculture and Cultivation of  
Vegetables)、茸(Mushrooms) など農業及び関連分野での制御された条件と  
サービスの元に行なわれるもの。茶園(Tea Plantation)

### FEMA に基づく準備銀行の全般的許可(Foreign Exchange Management Act)

1.9 海外からの外資受入許可を FIPB から取得したインド企業は、送金受領及び海外投資家に対する株券発行に関する準備銀行の許可取得は不要である。当該インド企業は、海外からの送金受領日から 30 日以内に、又、海外投資家又は NRI に対する株券発行日から 30

日以内に、夫々準備銀行地域事務所に報告すること。

### 国際金融機関の参入

1.10 内国企業に対する ADB, IFC, CDC, DEG, 等の国際金融機関の資本参加は, SEBI/RBI 規則と海外直接投資分野規制に則る限り、自動承認される。

(SEBI—Securities and Exchange Board of India インド証券取引委員会)

### 既存企業の株式評価と発行

1.11 SEBI/RBI に依ると、上場企業の場合の株価は下記の何れかとされる；

- a. 当該日以前 6 ヶ月間の株式市場引値の当該株毎週平均価格
- b. 当該日以前 2 週間の株式市場引値の当該平均価格

上述株式市場とは、当該日以前 6 ヶ月間に当該株式が最も多く取引された市場を指し、当該日とは、株主総会招集日の 30 日前の日を言う。

その他の場合は全て、株式発行統制官が出したガイドラインに従い、RBI の規則に則って株式発行をすること。この他に、該当する場合は（株式大規模取得および買収に関する）SEBI 規則（1997 年）など、SEBI/RBI のガイドラインに従わなければならない。

SEBI の Web サイト：[www.sebi.gov.in](http://www.sebi.gov.in)

### Right/Bonus Share 発行

1.12 RBI は一定条件の下、内国企業がこの種株式発行するのを一般的に承認している。海外企業体(Overseas Corporate Bodies)として Right Share を合弁会社から割当を受けても、それを RBI が自動承認する訳ではない。OCB に対して株式発行しようとする内国企業は RBI(Foreign Exchange Dept., Foreign Investment Division, Central Office)から関連許可を取得しなければならない。

### 合併/吸収時の株式発行

1.13 複数の内国企業の合併/吸収計画が裁判所の承認を得た場合、被吸収(消滅)会社は海外の吸収(存続)会社の株主に対し株式を発行することが出来るが、株式譲渡の際インド政府又は RBI の許可で規程された持株比率を超えないようにしなければならない。

海外企業体としてこの種株式割当を受けても、それを RBI が自動承認する訳ではなく、RBI の許可を必要とする。

### ESOP スキームでの株式発行(Employee Stock Ownership Plan)

1.14 本スキームに基づいて会社は、会社の従業員、合弁企業又は海外の 100%子会社の従業員に対して、直接に或は信託を通じて間接に株式を発行することが出来る。但し、SEBI の関連規則が当該スキームに与えた条件に合致し、且つ非居住者従業員に割当てられた株



式の額面合計が会社の払込資本金の 5%を超えてはならない。

### 株式/転換社債の譲渡

1.15 下記カテゴリでの株式譲渡は自動承認である。

- (a) 居住者(resident)から非居住者への株式譲渡（非居住者への割当予約株を含む）は、投資が自動承認制になっている金融サービス部門を除き、SEBI（株式大規模取得と買収）1997年規則の規程外とし、部門別規定と価格ガイドラインに従うものとする。
- (b) 自動承認制活動分野の会社の転換社債/借入(ECB/Loan)を株式に転換する場合、転換後の非住所保有株は部門別規定と価格ガイドラインに従うものとする。
- (c) 新規株式発行又は優先株の普通株への転換、による海外資本参加部分増は当該産業分野に関する規制の範囲内であれば、自動承認されるが価格ガイドラインに沿うものであることを求められる。

RBI は、インド内国企業の株式又は転換社債を非居住者又は NRI への譲渡を、下記の如く認可している。

- a. インド国外で居住者（海外企業体—OCB 及び NRI を除く）は、インド企業の株式又は転換社債を在外居住者(含, NRI)の誰にでも売却又は寄贈の形で譲渡出来る。但し譲受者が株式を譲受ける当該インド企業とインド国内で同業を営んでいる或は同業の他の企業と提携している場合は、Press Note No.1(2005 シリーズ) の規程に沿った SIA/FIPB の事前許可を取得していること。
- b. NRI 又は OCB は、保有するインド企業の株式又は転換社債を売却又は寄贈の形で他の NRI に譲渡出来る。但し譲受者が株式を譲受ける当該インド企業とインド国内で同じ分野の企業を保有する又は同分野の企業と提携関係を有する場合、Press Note No.1 に基づいた中央政府の事前許可取得を要する。
- c. 海外にいる居住者（在外居住者）は寄贈の形でどのような証券でもインドにいる居住者に譲渡できる。
- d. 在外居住者は、株式市場で認証されたインド内国企業の株式又は優先株を、公認されたブローカー経由売却できる。

### アメリカ預託証券 (American Depository Receipts-ADRs) とグローバル預託証券 (Global Depository Receipts-GDRs)

1.16 インド企業は、ADRs 又は GDRs 或はその両方を発行する為の担保としてルピー建て株式を在外居住者宛に発行することで、アメリカ預託証券又はグローバル預託証券の発行による外貨資金を調達出来る。その条件を下記する；

- a. ADRs/GDRs の発行は、外貨預託証券及び普通株発行 (Depository Receipt Mechanism)1993年スキーム及び中央政府が随時出すガイドラインに準拠のこと。
- b. この種株式を発行する内国企業は ADRs 又は GDRs 或はその両方を発行すること

の財務省認可を取得していること、又は当該スキーム或は財務相の告示に則った資格を有すること。そして

c. さもなくば、在外居住者に対してこの種株式を発行してはならない。

内国企業が ADRs/GDRs を発行するに際して上限は無いが、FDI 政策に基づいた海外持分株式発行でなければならない。

ADRs/GDRs 発行による獲得資金の用途に制限は無い、但し不動産及び株式市場への投資は禁ずる。

外貨建て転換社債 FCCB(Foreign Currency Convertible Bond) の発行収入は対外商業借款の目的要件に合致したものであれば、収入の 25%を企業再編成に充てることも出来る。

FEMA Notification No.20(Foreign Exchange Management Act) のスケジュール I の規程-4 が 内国企業による ADRs/GDRs 発行の該当法規である。

1.17 自動承認分野での内国製造企業は、予定の ADRs/GDRs/FCCB が発行されたあと海外直接投資持ち株比率が自動承認分野での比率制限を越える場合、若しくはインド政府認可のプロジェクトを実施する場合、FIPB を通じて政府の事前認可取得を要する。

#### **外貨建て転換社債 (FCCB - Foreign Currency Convertible Bond)**

1.18 FCCB の発行は[外貨転換社債及び普通株 (自動預託メカニズム) 計画書 1993 年—Scheme for issue of Foreign Currency Convertible Bonds and Ordinary Shares (Through Depository Receipt Mechanism) 1993]に準拠しなければならない。非居住者による外貨建て予約、外貨建て社債の普通株への転換は、それが全部であれ、一部であれ、どのような手法に拠ろうと、計画書 1993 年に準拠する。

#### **社債発行資格**

1.19 転換社債又は普通株発行の企業に求められる資格は下記の通り；

当該企業は外貨建て転換社債若しくは普通株を一般預託証券(GDRs)の形で発行して資本を国際市場で募集が望ましい。

- i) 自動承認制の下での FCCB 発行は US\$50 million を上限とする
- ii) US\$50-100 million は RBI の許可を取得しなければならない
- iii) US\$100 million 超は RBI 経済局(Dept. of Economic Affairs)の事前許可取得を要する

#### **優先株**

1.20 優先株による海外投資は海外直接投資と看做される。但し、優先株の発行は SEBI (インド証券取引委員会) 又は RBI のガイドラインと法規制に合致しなければならない。優先株に関する政策を下記に表記する；

1. 手続き	自動承認制か政府認可制かは、 会社の活動内容とその分野に因り決まる
2. 株式資本の一部と 看做されるか否か？	看做される。対外商業借款(ECB) ガイドライン/上限の規制適用外である
3. 海外資本の上限規制 で制約されるか？	優先株が転換権利を保有している限り、 制約される
4. 転換可能期間	会社法が規程する最長期間、又は株主間で 合意した期間、の何れか短い方の期間
5. 配当率	財務相が定める範囲を超えないものとする

## SEZs/ EOUs/Industrial Park/EHTP/STP への海外直接投資

### Special Economic Zones (SEZs)

1.21 特別経済区への海外直接投資は 100%迄自動承認である。但し、自動承認制に該当しない投資提案は FIPB の認可を必要とする。

#### 経済特別区での工場設置手続き

製造分野別規範に合致した、自動承認該当海外直接投資の SEZ での工場設置

1. 当該 SEZ の開発コミッショナー (Development Commissioner) 宛に貿易政策の追補 (Appendix) 14-1-A 記載の様式で設置許可申請書を 3 部提出すること。
2. 工業ライセンスを必要としない工場設置は開発コミッショナー許可が下付される。
3. 工業ライセンスを必要とする工場の設置許可申請は当該 SEZ 許可審査会の承認後に開発コミッショナー許可が下付される。
4. SEZ 内工場宛の開発コミッショナー発行 Letter of Permission(LOP) Letter of Intent(LOI) は、原材料及び消耗品の直接・間接入手をも含む、全ての目的に対する認可と看做される。
5. LOP/LOI は、製造品目・サービス活動分野、年間能力、初期年度別輸出計画ドル額、及び外貨純獲得 (Net Foreign Exchange Earnings—NFE) と 製品、副産物、不合格品、の DTA(Domestic Tariff Area)での販売に関する限度を記載するものとする。

許可対象活動分野の詳細は商業局 (dgft.delhi.nic.in) 発行の外国貿易政策 (Foreign Trade Policy)を参照のこと。

### **100%輸出志向企業(100% Export Oriented Units)**

1.21 100%輸出企業の設立は分野規制に抵触しない限り、海外直接投資 100%迄自動承認制で認められる。自動承認に該当せぬ提案は FIPB が審査の上判断する。

### **工業団地(Industrial Park)**

1.22 工業団地建設は海外直接投資 100%迄自動承認される。

### **エレクトロニック ハードウェア・テクノロジーパーク内企業の設立許可手続き (Procedure for Approval Electronic Hardware Technology Park—EHTP Units)**

1.24 FDI/NRI 投資提案は自動承認制の下で認可される。但し既出 1.3 海外直接投資政策各項のいずれにも該当せぬこと。自動承認でない提案の場合、提案者は 1.6 記載の手順で FIPB 経由政府の個別許可を申請しなければならない。

### **ソフトウェア テクノロジー パーク内企業(Software Technology Park(STP)Units)**

1.25 FDI/NRI 投資提案は自動承認される。但し、既出 1.3 各項のいずれにも該当せぬこと。自動承認でない提案の場合、提案者は 1.6 記載の手順で FIPB 経由政府の個別認可を申請しなければならない。

### **輸入代金の投資資本金への転換(Capitalization of Import Payables)**

1.26 海外直接投資の資金流入は下記のものであるべし；

1. 通常方式の銀行経由送金、又は
2. 認可された為替ディーラー又は認可された銀行に開設されている投資者口座の借方処理

他の方法による FDI 資金流入に対して非居住者に株式発行は認められない。但し、技術提携に対する Lump-sum fee と Royalty に対して、或は交換可能外貨建て対外商業借款(ECBs-External Commercial borrowings)に対しての株式発行は自動承認であるが、全ての納税義務を充足し、分野ガイドラインに合致するものでなければならない。

## **第2章 工業ライセンス(Industrial Licensing)**

## 工業ライセンス政策

2.1 工業ライセンスは工業法(Development & Regulation)1951年で規制される。進行中の経済の自由化と規制緩和で、工業ライセンス発給分野は大幅に削減され、現在工業ライセンスが必要な産業分野は、下記のものに限る；

1. ライセンス取得必須とされる産業
2. 小規模産業用分野とされている製造分野
3. 立地制約に抵触する場合

## ライセンス取得必須産業

2.2 下記産業分野が該当する；

- i. アルコール飲料の蒸留又は醸造
- ii. 葉巻、紙巻タバコ、タバコ代用品製造
- iii. 全ての宇宙飛行体用エレクトロニクス及び防衛設備
- iv. 導爆線、安全ヒューズ、銃弾用火薬粉末、ニトロセルローズ、マッチを含む産業用爆薬
- v. 危険薬品
  - a. Hydrocyanic acid and its derivatives (シアン化水素酸、誘導体)
  - b. Phosgene and its derivatives (フォスゲン、誘導体)
  - c. Isocyanates and di-isocyanates of hydrocarbon, not elsewhere specified (example : Methyl Isocyanate)  
(炭化水素類のイソシアン酸塩及びジイソシアン酸塩)

## 小規模産業用分野

2.3 工場・機械投資額が 1000 万ルピー未満の場合、当該会社を小規模企業と定義する。小規模企業は、州政府の工業管理局又は地域工業センターに登録出来る。この種小規模企業派如何なる品目の製造も認められ、立地制約も課されない。政府はある種の製品製造を小規模企業にのみ留保している（留保品目は [www.dipp.gov.in](http://www.dipp.gov.in) を参照）。

## 小規模企業に留保された品目の製造

2.4 小規模企業以外でも工業ライセンスを取得すれば留保品目を製造することが出来るが、製造する留保品目の 50%の輸出義務を負う。

## 小規模企業への海外直接投資

2.5 小規模企業は、内外の企業に、24%以上の株式を保有させてはならない。24%以上保有させた場合、工場と機械への投資額が 1000 万ルピー未満であっても、当該小規模企業は

小規模企業としての資格を喪失し、留保品目製造の為に工業ライセンス取得を要する。

### 立地規制

2.6 製造企業体が工場立地選択は自由だが、1991年国勢調査時に人口100万超の23都市から25km以内に立地する場合は工業ライセンス取得を要する。23都市のリストは追補IXを参照。立地規制除外；

- i) 1991年7月25日以前に、工業地帯として指定された場所に立地の場合
- ii) エレクトロニクス、コンピューターソフトウェア、印刷、及び今後「無公害産業」と看做される産業

製造企業体の立地は当該自治体の地域区分と土地用途規制、環境規制に従うものとする。

### 工業ライセンス取得手続き

2.7 ライセンス発給委員会の勧告に沿って、Secretariat for Industrial assistance(SIA)が工業ライセンスを認可する。工業ライセンスは所定の書式(書式 FC-IL)での申請が求められる。

この書式は、SIAのPR及び苦情処理部門(PR&C)、政府刊行物販売書、インド大使館で入手可能であり、下記ウェブサイトからダウンロードすることも出来る。

<http://www.dipp.gov.in>

工業ライセンス申請書には産業振興政策局PR&C部門(the Public Relation and Complaint Section of Department of Industrial Policy & Promotion)宛Rs2500の横線銀行小切手を添えること。

申請書受理後、通常4-6週間で諾否が下される。

### 産業起業家覚書(Industrial Entrepreneurs Memorandum—IEM)にある工業ライセンス免除に関する政策

2.8 工業ライセンス免除の企業体はIEMのパートAを所定書式に記入、を要する。

#### IEM 手続き

2.9 IEMの書式はSIAのPR&C、政府刊行物販売所、インド大使館で入手できる下記ウェブ

サイトからダウンロードすることも出来る。

<http://www.dipp.gov.in>

IEM書類はPR&Cに持参するか又は郵送しても良い。10品目までの製造の場合はRs.1000の横線銀行小切手を書類に添えること。10品目を超える場合は、10品目を超える部分に関してRs.250x超過品目数を追加すること。

IEM書類提出時にSIA登録番号付の受領証が発行され、郵送提出に対しては受領書が郵送

され、爾後新たな許可取得は不要である。

**申請内容が工業ライセンス取得義務の分野である場合、IEMは無効とされる。**

商業生産開始時に、企業体は IEM のパート B で情報を PR&C に提出を要する。手数料は不要である。

全ての産業企業体は、工業ライセンス取得義務の有無に拘らず、所定の書式で月次決算を翌月 10 日迄に産業統計局(Industrial Statistics Unit-ISU)に提出しなければならない。

### **キャリー・オンビジネス(Carry On Business—COB)ライセンス**

2.10 自然成長をする小規模産業は、小規模産業に課されて投資制限枠の対象外とする。

このような場合、前 3 年間の最高生産を基準にした COB ライセンス取得を要する。COB ライセンスで認められた生産能力内では輸出義務は課されない。

COBライセンス申請は所定の書式EE(改訂版)を用い横線銀行小切手Rs.2500 を添えて申請を要する、書式E Eはウェブサイト [www.dipp.gov.in](http://www.dipp.gov.in)からダウンロード可能である。

然し、COB ライセンス規程の能力を超えた生産能力拡大する場合は工業ライセンス取得が必要である。

### **所定費用支払**

2.11 各種申請書、ライセンス、で規程された手数料は、New Delhi 所在の商工業省産業振興政策局 the Pay & Accounts Officer 宛の横線銀行小切手で支払わなければならない。

### **環境関係諸認可**

2.12 事業主は「公害規制と環境」に関する諸認可取得を要する。1986 年の環境保護法を受けた環境・森林省の 1994 年 1 月 27 日付け告示 S.O.60(E)号には、認可取得必要な 31 カテゴリーの産業が挙げられている。

このリストには、石油化学コンプレックス、精油所、セメント、火力発電所、薬品工業、肥料、染料、製紙、などの産業が含まれている。

2.13 然し乍、投資総額が Rs.10 億未満の場合は環境関係諸認可取得を不要とするが、次のものは必要である。

農薬、薬品と製薬、アスベストとアスベスト製品、塗料総合コンプレックス、採鉱、特定観光業、ヒマラヤ地域での道路舗装、蒸留、染料、鋳造、電気鍍金。

環境配慮地域とされている特定地域(例えば、Aravalli 地区、海岸地域、Doon 渓谷、Dahanu, など)では、環境・森林省のガイドラインに従わなければならない。

詳細は環境・森林省のウェブサイト(<http://envfor.nic.in>)を参照のこと。

## **第3章 外国との技術提携**

## 一般政策

3.1 インド国内産業の技術水準と競争力向上を促進の為に、外国技術協力契約での外国技術取得が奨励されている。この種協力契約を通じてのノウ・ハウ導入は自動承認か、或は政府の事前認可の対象になる。

## 技術協力契約の範囲

3.2 自動承認制であれ政府の事前許可制のものであれ、技術協力契約での対価支払とは、ノウ・ハウ FEE 支払、デザインと図面料支払、エンジニアリング・サービスとロイヤルティー支払、を含む。

外国人技術者雇用、インド人技術者の海外派遣、インド産原材料・製品やインドの技術の海外でのテスト、に対する支払は RBI の管轄事項であり、海外技術協力の認可が包含するものではない。詳細は RBI のウェブサイトを参照されたい。

## 自動承認ルート

3.3 内国企業が締結した海外技術協力契約に対する支払は下記限度の範囲内で自動承認である；

- (i) 200 万ドル未満の一括払い
- (ii) ロイヤルティー支払いは国内売上げの 5%、輸出額の 8%迄に制限されており、ロイヤルティーの支払期間には制限が無い。上述ロイヤルティーは税控除のネットであり、標準の諸条件で算定される。[Press Note No.19(1998 series) と Press Note No.2(2003 series)参照]

Royalty は製品の ex-factory 正味売上高を基準に算出される。正味売上高とは物品税を含まず、調達部品代、輸入部品の場合は海上運賃、保険、輸入税、荷卸・運賃、などの所謂輸入諸掛、を差引いたものを言う。

## 商標及びブランド名の使用

3.4 技術移転なしの外国協力者の商標及びブランド名使用に対し、輸出額の 2%まで、国内売上げの 1%まで、のロイヤルティー支払は自動承認である。ブランド名/商標に関するロイヤルティー支払いは正味売上高に対するパーセンテージで為される。正味売上高とは総売上高から、代理人/ディーラーの手数料、輸送費(含 輸入諸掛)、及び外国ライセンサー又はその子会社/関係会社から輸入した原材料・パーツ・コンポーネント代金、を差引いたものである。( Press Note No.1 of 2002)

## 自動承認制の手続

3.5 RBI に認可されたディーラーはロイヤルティー、一括払い、インドで商標/一手販売権



利用の対価支払、の送金を出来る。但し、商標/一手販売権の購入に関しては、RBI の事前許可取得を要する。

#### **政府認可—プロジェクト認可局(Project Approval Board-PAB)**

3.6 下記の場合のロイヤルティー支払いは政府の事前許可取得を要する（技術提携のみの場合は PAB で、資本・技術提携の場合は FIPB で）；

- a) 海外直接投資が自動承認制ではない分野/活動
- b) 前述 3.3 の如き自動承認ルートに合致しない提案

#### 政府認可取得手続き

3.7 自動承認ルートに沿わない海外技術協力申請は産業振興政策局の PAB が審査する。この申請は書式 FC-IL を以って SIA(Secretariat for Industrial Assistance)に提出すること。資本・技術協力契約の場合は申請書を FIPB に提出のこと。いずれも手数料は無料。

## **第4章 海外投資家参入時のオプション**

## 参入オプション(Entry Options)

4.1 外国企業がインドで事業活動をするに際し下記のオプションがある；

### 会社設立での参入

- 1) 会社法 1956 年に基づいた、下記の何れかの会社設立で
  - i. 合弁会社
  - ii. 100%の子会社

海外株主は持分 100%まで自己都合に応じて保有できる。但し、FDI 政策が定める活動分野別の海外株主持分上限の範囲内であること。

### 会社設立なしでの参入

- 2) 外国企業として、下記の何れかで
  - i. Liaison Office/Representative Office (駐在事務所/代表事務所)
  - ii. Project Office
  - iii. Branch Office (支店)

この種事務所は Foreign Exchange Management Regulations, 2000 年 (Establishment in India of Branch Office of other place of business) の下で活動が認められている。

### 会社組成

4.2 会社登録と組成の為には、申請書を法人登記所 (Registrar of Companies-ROC) に提出しなければならない。インドの会社としての会社登録及び組成が為されると、他の内国企業に適用されている法律と規制の管轄下に置かれる。

詳細については、会社法に関する商工業省ウェブサイトを参照のこと。

<http://dca.nic.in>

### Liaison Office(駐在員事務所)/Representative Office(代表事務所)

4.3 駐在員事務所の役割は、市場についての情報収集とインドの潜在顧客に対して会社と会社の製品についての情報を提供、に限定されている。駐在員事務所はインドからの輸出入を促進し、また、本社とインドの会社の技術/資本提携を進めても良い。

商活動は直接間接であれ、駐在員事務所には禁じられているのでインド国内では如何なる所得(earn income)もありえない。

駐在員事務所設立は RBI の許可事項である。

### プロジェクト事務所

4.4 インド国内での特定プロジェクト遂行をする外国企業は、暫定的な **project/site offices** をインド国内に設置できる。RBI は特定条件下での外国企業のプロジェクト事務所設立を認可している。この種事務所の活動は当該プロジェクト遂行活動に限定される。

RBI の許可の下、プロジェクト事務所はプロジェクト完成時にプロジェクトの余剰物（資金）をインド国外に送金できる。

#### 支店 (**Branch Office**)

4.5 海外で生産活動或は商業活動をしている外国企業は、下記目的の支店をインド国内に設置できる；

- a. 商品の輸出入
- b. プロフェッショナル又はコンサルタント・サービス
- c. 本社が従事している調査業務の推敲
- d. 本社とインド企業、或はグループ企業とインド企業、の間の技術提携又は資本提携の促進
- e. 本社の代表し、又インド国内で本社の **buying/selling agent** としての活動
- f. インド国内で情報技術とソフトウェア開発に関するサービス提供
- g. 本社又はグループ企業が供給した商品に対する技術サービス提供
- h. 外国航空会社、外国海運会社

RBI の許可の下設立された支店は、支店が挙げた税引後利益を海外送金できる。但し、RBI のガイドラインに従うこと。支店設立認可は RBI の管掌である。

#### SEZ(特別経済区)で “**stand alone basis (孤立存在)**” の支店

4.6 この種支店は SEZ 内の仕事のみ限定され、インド国内にある本社/グループの他の支店とも関係を持つことを含め、SEZ の外部での活動/機能を禁じられている。

製造とサービス活動のために SEZ 内に支店設置は、RBI の認可取得不要であるが、下記条件を充たすことを要する；

- a. 100%FDI が認められている分野での活動に限る
- b. 会社法 (Section 592 to 602) のパート X I に応ずるものであること
- c. Stand-alone basis であること
- d. 事業を終結し収益送金に際しては、FEMA で規程された書面を整えて外国為替のオーソライズされたディーラーに接触しなければならない。

#### **Liaison office / Project office / Branch office** 設置手続き

上記 3 種の事務所設置申請書は書式「FNC 1」を用いて下記宛に提出すること；

Chief General Manager, Exchange Control Department (Foreign Investment Division),  
RBI Central Office, Mumbai-400001

書式「FCN 1」は次のウェブサイトで購入可能：[www.rbi.org.in](http://www.rbi.org.in)

#### **NRIによる農場或は土地関連事業に対する投資**

NRI(Non-resident Indian or Person of Indian Origin resident outside India)が投資額回収し海外送金する目的でない場合は、農場或は土地関連事業に投資が認められる。

但し、下記要件充足を要する；

- i) 金額は銀行送金、或は authorized dealer に開設した NRE / FCNR / NRO 勘定からの付替えであること
- ii) 投資先である農場又は土地関連事業が、農作 / プランテーション或は不動産業に従事していないこと、即ち土地・不動産を利益目的で取り扱っていないこと
- iii) 投資資金はインド国外に持ち出し禁止

NRI / PIO は、インド政府経済局 / RBI の許可の下、投資益を単独所有の土地関連事業又はパートナーシップ農場に投資できる。

#### **NRI以外による農場或は土地関連事業に対する投資**

4.8 NR I s 以外の非居住者は、農場又は土地関連事業或は団体への資本参加は出来ないものとする。申請が為された場合、RBI がその投資が必要且つ妥当と判断する場合には非居住者の投資を認める。

## **第5章 外国為替規制**

## **FEMA(Foreign Exchange Management Act)**

5.1 RBI が替統制局が FEMA1999 を管掌する。FEMA は FERA(Foreign Exchange Regulation Act) に取って代わり、2000 年 6 月 1 日に施行されたものであり、外国貿易を容易にし且つ外国為替市場の秩序ある発展と維持を目的にしている。

5.2 RBI は、FEMA1999 の 6(3)(b)項規程に基づき、非居住者による証券の譲渡又は発行を Foreign Exchange Management(Transfer of Securities to any person resident outside India)規則 (告示 No.FEMA20/2000-RB dated May 3, 2000) で規制している。

### **投資元本と利益の回収**

- 5.3 (1) 海外投資は投資分野政策に則したものであれば回収は自由である。但し、NRIs が非回収スキームのもとで特別投資を選択した場合を除く。  
海外投資への配当は Authorized ディーラーを通じて自由に海外送金できる。
- (2) 非居住者は RBI の事前許可なしで株式市場で株式売却できるし、当該株式を代金回収条件で保有していたもので且つ税務当局の所定 NOC / 納税証明書を持っておれば株式売却代金を海外に回収できる。
- (3) 市場を通じない私的アレンジでの株式売却に関しては、インド企業に対する承認範囲内海外投資持分株であれば 2000 年 5 月付け告示 No.FEMA 20/2000 RB の規則 10.B に示されているガイドラインの条件で、RBI 地域事務所が許可する。承認範囲内持分株式の販売価格は上述告示の規則 10 B(2)の下ガイドラインに沿って決定するものとする。
- (4) 利益、配当などの(これらは current account transaction と位置付けられている)海外送金は自由である。

### **Current Account Transactions(当座勘定処理)**

5.4 Current Account Transactions は Foreign Exchange Management(Current Account Transactions) Rules 2000, [ No. G.S.R. 381(E), dated May 3, 2000]で規制されている。下記目的で或る特定額以上の外貨取得の為には、RBI の事前許可を必要とする。

- a. 年間 US\$10,000 以上の休暇旅行
- b. 贈与/寄付が受益者当り US\$5,000/US\$10,000 超 / 年間
- c. 一人当たり US\$25,000 以上の商用旅行
- d. 学術機関見積りの、又は年間 10 万ドルの海外学費
- e. プロジェクト当り 100 万ドル以上の海外からの建築 / コンサルタント・サービス
- f. 商標/フランチャイズ購入の為の送金
- g. 会社設立費用の 10 万ドルを超える払戻

h. 居住者による年間 25,000 ドル超の送金（上述 a—g.送金の上限を超える）  
上記数値は、投資者への一般ガイダンス目的のものである。投資家は事業処理をする前に許可限度額を再確認願いたい。

#### **非居住者の不動産取得**

5.5 インド国内に事業拠点（除 駐在員事務所）の設立認可を RBI から取得した非居住者は活動に必要な、或は活動に付随して、不動産取得の全般的許可を保有しているものとする。この場合、不動産取得から 90 日以内に所定書式(IPI)で RBI に通知書提出を要する。RBI の特別許可で不動産取得した外国人は RBI の事前許可無しに当該不動産を譲渡することは出来ない。

Foreign Exchange Management(インド国内の不動産取得・譲渡)規則 2000（2000 年 5 月 3 日付け告示 No.FEMA 21/2000-RB)を参照のこと。

#### **NRI による不動産取得**

5.6 NRI は、農場 / プランテーション / 農家以外であれば、如何なる不動産も購入できるし、それをインド国籍の非居住インド人、非居住者であるインド出身者、に譲渡出来る。前項に挙げた告示を参照のこと。

## **第6章 金融・証券投資**

## 証券投資スキーム(Portfolio Investment Scheme-PIS)

6.1 SEBIに登録した外国機関投資家 (Foreign Institutional Investors-FIIs) 及び NRIs は PIS の下、株式又は転換社債の購入資格がある。FII は指定された authorized dealer 宛に外貨勘定口座又は非居住者ルピー勘定口座、或はその二つの口座開設を申請しなければならない。

6.2 FII による投資は SEBI (FII) 規則 1995(Securities and Exchange Board of India インド証券取引委員会)、及び 2000 年 5 月 3 日付 FEMA 告示 No.20 の規則 5(2)の管轄下にある。SEBI の諸法は FII 登録手続全体に肯定的であり、FII は通常申請書 2 通の SEBI 宛提出を要する。RBI は FEMA の下、FII が株式市場で証券売買し指定銀行に外貨勘定口座とルピー勘定口座を開設出来るように認可する。

## 外国機関投資家 (Foreign Institutional Investors – FIIs)

6.3 FIIs include Asset Management Companies, Pension Funds, Mutual Funds, Investment Trusts as Nominee Companies, Incorporated/Institutional Portfolio Managers or their Power of Attorney holders, University Funds, Endowment Foundations, Charitable Trusts, Charitable Societies.

## 機関投資政策

6.4 対 FII 投資政策の主要点は；

- a. FII は投資に際し、投資を株式と公債 70 : 30 比に分けることを求められる。然しながら、投資全体を 100%公債にすることも可能で、その場合はその旨通知すれば良い。
- b. FIIs は株式市場で証券の売買が出来るし、RBI が株式市場価格を承認しているのだが、株式市場外の取引で上場企業と非上場企業株式に投資も出来る。
- c. 個々の FII 或はその代理は、インド企業の払込資本金の 10%以上は取得できない
- d. FIIs 或はその代理全体で、インド企業の払込資本金の 24%以上の取得は出来ない。
- e. インド企業は、2001 年 9 月 20 日付け Press 発表と 2001 年 9 月 20 日付け FEMA 告示 No.45 に沿って、取締役会で決議し株主総会で Special Resolution を採択することで、分野別上限 / 法規制上限の範囲内で前述 24%まで資金調達することが出来る。

公認株式市場で FIIs が証券売買する限り、RBI 許可は不要であるが、市場外の場合は RBI 許可を要する。

## NRIs の証券投資

6.5 NRIs/PIO は、証券投資スキームの下、株式市場で株式/転換社債売買を認められて i

る。この為に、NRIs/PIO は証券投資取扱いを公認された銀行に申請して、売買全取引を当該銀行経由することを要する。

NRI 個人はインド企業の払込資本金の 5%まで購入できるが、NRIs 全体では払込資本金の 10%以上は不可。但し、この上限は株主総会決議で 24%まで押上げることが出来る。

投資は海外に回収又は非回収、いずれでも出来るが、株式売却は所定税金納付が前提である。

証券投資スキームに関する詳細は、RBI ウェブサイト([www.rbi.org.in](http://www.rbi.org.in)) 及SEBI-Security & Exchange Board of India ウェブサイト([www.sebi.gov.in](http://www.sebi.gov.in))参照。

## 第7章 会社設立



7.1 会社設立は、会社法 1956 が管轄している。当該法パート II が会社設立と関連事項をカバーしている。

### **Private Company (非公開会社)**

7.2 Private company は払込資本金 10 万ルピー以上で、下記条項に該当する会社である。

- (a) 株式譲渡に制約がある
- (b) 株主数は 50 名まで、下記を含まず
  - i) 会社と雇用関係にある者、及び
  - ii) 会社と以前雇用関係にあった者で、雇用関係断絶後引続き会社と株主として関係を持っていた者、及び
- (c) 株式発行、或は転換社債発行、などを以って金融市場で資金調達を禁じられている。
- (d) 株主、取締役とその親族、以外の者からの供託金招聘又は受入れを禁じられている。

### **Public Company(公開会社)**

7.3 公開会社とは、払込資本金 50 万ルピー以上で Private Company でない会社。公開会社であってもその子会社は非公開会社である。

### **Private Limited Company の組成 (有限会社)**

7.4 有限会社は下記のいずれかで組成できる

- i. 新規事業を行う為の新会社設立
- ii. 既存事業を行なっている個人事業又は合名会社を会社組織に編成替え

### **会社名**

7.5 会社名は法人存在としてのシンボルである。下記ガイドラインに沿って、適切な会社名を選択・登記しなければならない；

- a. 発起人は明確に異なる 3 - 4 の名称を選択すること。
- b. 名称は、計画した会社の主活動目的を表す名前を含むべきである。
- c. 既登録他社名に酷似するものであってはならない。
- d. 会社名選択に際し、中央政府のガイドラインに沿うこと。又、選択された名称は Emblems and Names(Prevention of Improper Use)Act,1950 に抵触しないこと。
- e. 書式 1 -A で以って、地区の会社登録所に手数料 500 ルピーを添えて申請すること。

### **Memorandum of Association (基本定款)**

7.6 会社設立の重要ステップの一つは基本定款を準備することである。基本定款は会社の

憲章であり、会社設立の基本的条件を包含している。

基本定款は会社名、所在州名、会社の主目的、主目的達成の為の付随的或は補助的目的、株主の責任、授權資本金額、を包含する。基本定款の主目的は、会社の活動範囲と権限を記述することにある。

#### **Articles of Association(付属定款)**

7.7 会社の付属定款はルール、規程、会社運営一般上の細則を包含する。Private Companyの場合、基本定款と共に付属定款も登録が義務付けられている。

付属定款は基本定款の下位にあり、従って、基本定款又は会社法の規程に抵触する規定を付属定款に含めてはならない。付属定款は会社との関係に於いて株主を拘束し、株主との関係に於いて会社を拘束する。

#### **Registration of Company and Issue of Capital(会社登録と資本発行)**

7.8 上記に列挙した準備の完了後、会社所在予定州の会社登記官宛に必要な書類添付の上申請書提出を要する。必要書類は；

- a. 捺印済み基本定款、及びそのコピー1部
- b. 捺印済み付属定款、及びそのコピー1部
- c. **Managing Director, Whole time Director, Manger,** として個人と指定契約があれば、その契約書
- e. 会社名の妥当性を述べた会社登記官の書信写
- f. 書式 No.32 と書式 18 両書式を用いた登記済本社の取締役・職制を示す書類、と書式 No.1 と書式 29 を用いた会社法の規程を遵守する旨の書面、公開会社の場合は取締役の書面

7.9 会社登記料は当該会社の授權資本金額によって決まる。

#### **会社設立証明書(Certificate of Incorporation)**

7.10 全ての規程に合致していれば、登記官は会社登記を行い設立証明書を発給する。この証明書が会社存在の法的根拠となる。

#### **Issue of Share Capital(株式資本金発行)**

7.11 会社登記後、会社が事業を進めるには資金が必要である。

非公開会社の場合、資本調達には株主(Members)間の個人手配で為され、公開株式会社は公開市場で資金調達する。先ず、会社は定款の範囲で株式引受予約者と会社の他のメンバーに株を発行する。発行資本金額は会社の授權資本金額を超えてはならない。

公開株式会社の場合、事業開始前に事業開始証明書(Certificate of Commencement of Business)取得を要する。詳細問合せはMinistry of Company Affairs (<http://dca.nic.in>)

## 第 8 章 Other Schemes and Incentives (諸スキームとインセンティブ)

## Special Economic Zones(SEZs) and 100 % Export Oriented Units(EOUs)

### Policy for Setting Up 100% EOUs under Automatic Route

8.1 SEZs(経済特別区)の開発コミッショナー(DCs)は下記を充たすプロジェクトに対して自動承認を授ける

- (a) 活動分野がライセンス必須ではない、又は Software / IT を除くサービス分野でない
- (b) 所在地が諸規定に合致している
- (c) 事業体が外貨獲得に積極的に努める

8.2 IT 企業は税関の保税処置に従わなければならない。国内向け輸入税地域(Domestic Tariff Area-DTA)にある事業所が 8.1 諸規程に合致し、政府の輸出志向スキームのどれに照らしても 輸出義務未達成部分を残していなければ、DTA 事業所を EOU 扱いにすることは自動承認である。

8.3 自動承認ルートに乗らない提案は、開発コミッショナーにより経済局審査会(Board of Approval-BoA, Department of Commerce)に回付される。審査会の審査結果は通常 6 週間で通知される

### 認可取得手続き

8.4 100%EOUs, SEZ での事業所設立、の申請は所定書式で自動承認分は当該 SEZ の開発コミッショナー宛に、政府許可取得必要分は経済局審査会宛に提出要。所定書式は政府刊行物販売所で入手可能。申請書には、商工業省経済局会計官(Pay & Accounts Officer)宛、支払地 New Delhi,の横線銀行小切手 Rs.5000 を添えること。

申請書書式と手続詳細は経済局ウェブサイト <http://commerce.nic.in> のDGFT(Director General for Foreign Trade) を参照。

申請内容が 8.1 項記載の自動承認基準に合致しておれば、SEZ の開発コミッショナー (DC) は通常 2 週間内に認可を下す。政府許可を要する申請内容の場合、DC は申請書を BoA に回付し通常認可に 45 日を要する。

### FDI/NRI の SEZ での 100%EOUs 投資 に対する政策

8.5 認められている活動分野に関する詳細は経済局の外国貿易政策(Foreign Trade Policy)を参照、そのウェブサイトは (<http://commerce.nic.in>)。自動承認でない申請は FIPB で審議される。

### 経済特別区(SEZ)設置政策

8.6 提案が、DGFTウェブサイト(<http://dgft.dellihi.nic.in>)掲載の追補(appendix) 14-11-10

の基準に合致するものであれば、BoA が審議し経済局が許可書を下付する。

## 手 続

8.7 申請は下記手順になる；

- a. 当該州の Chief Secretary 宛に、project report と共に申請書を 10 部提出
- b. 州政府のコメントを付して、経済局の BoA に回付
- c. 経済局から許可書下付

## FDI/NRI が経済特別区設置 に対する政策

8.8 100%FDI で経済特別区設置は自動承認ゆえ、1.5 項記述手続が適用される。

## 工業団地、工業モデル街区と成長センターの設置、自動承認制下の政策

8.9 政府は工業団地及び工業モデル街区設置に関し、工業団地スキームを 2002 年 4 月 1 日に告示している。この告示はウェブサイト [www.dipp.gov.in](http://www.dipp.gov.in) で見られる。

産業振興政策局, Secretariat for Industrial Assistance(SIA)は、工業団地スキームで自動承認対象の規準とされた、その基準に合致する工業団地/工業モデル街区の設置許可を出す。

## 権能委員会の許可(Approval by Empowered Committee)

8.10 自動承認ルートの諸規定に一部又は全部抵触する提案は、商工業省 産業振興政策局に設けられた権能委員会の許可取得を要する。

## 認可と 100%免税手続(Procedure for Approval and Availing 100% Tax Exemption)

8.11 工業団地設置と税法(Income Tax Act)80 1A 項の規程に基づいた 100%免税の許可取得の為の申請書は書式IPS-1 を用いて作成し、産業振興局のPublic Relation and Complaint Section(PR&C)に提出のこと。書式IPS-1 はweb site <http://dipp.gov.in> に掲載されている。産業振興政策局の会計官宛のRs.6000 の銀行小切手を添えて、自動承認ルートの申請の場合は申請書 2 部提出、非自動承認の場合は 6 部提出のこと。

Industrial Park Scheme,2002 に則り、自動承認ルート該当の申請書は通常 15 日以内に処理され、自動承認ルートに該当しない申請書は 8.10 記載の権能委員会の許可取得を要するが権能委員会は通常 6 週間内に結論を出す。

## FDI/NRI 投資に対する政策

8.12 工業団地/工業モデル街区設置に対する 100%FDI は自動承認であるので、1.5 記載の申請手続が適用される。

## Electronic Hardware Technology Part(EHTP) and Software Technology Park(STP) Schemes

8.13 エレクトロニクス産業を刺激し、輸出競争力を強め、エレクトロニクス・コンポーネント産業の効率化促進、の為に EHTP と STP スキームは、輸出見返り恩典と免税措置と言われる EOU スキームの線上にある無税輸入の如き、各種のインセンティブと便宜を図っている。

#### **自動承認制(Automatic Route)**

8.14 STP 提案に関しては各 STP 長官が、EHTP 提案に関しては担当官が、下記充足の場合自動承認を与える；

- (a) 品目がライセンス必須のものでないこと
- (b) 工場立地が既述諸条項に合致すること
- (c) 税関の保税指示を遵守し、生産の全工程が同一場所で行なわれ、保税場所から原材料、中間品など保税品が保税場所外に持出される懸念がないこと

EHTP/STP に対する FDI/NRI との投資提案も自動承認であるが、1.3 項諸規定が条件である。

#### **政府許可(Government Approval)**

8.15 自動承認の諸規定に合致せぬ部分があるプロジェクト提案は、省庁間の検討委員会を通じて、情報技術省(Ministry of Information Technology)の審議・認可を受けるものとする。

#### **手 続**

8.16 所定書式の申請書を、自動承認の場合は STPs 長官又は EHTPs の担当官宛に提出し、政府許可の場合は情報技術省に提出すること。商工業省商業局会計官宛の横線銀行小切手 Rs.5,000 を申請書に添えること。申請書式は政府刊行物販売書で入手できる。

提案が 8.14 項の自動承認基準に合致する場合、認可書面は 2 週間内に下付される。政府認可を要する提案は担当官が情報技術省の審議会に回付し、審議の結論は通常 6 週間内に下される。

#### **FDI/NRI の投資手続**

8.17 EHTP/STP にある事業所に FDI/NRI の投資提案は自動承認である、但し 1.3 項の諸規定に合致すること。自動承認非該当提案の場合、1.6 項既述の如く申請者は FIPB の認可を求めること。

## **第8章 インドの税制**

## 税制

9.1 非常に良く考えた構成の所得税になっている（州政府が課税する農業所得は例外）。中央政府が課す主な税は関税、中央政府の消費税・売上税、サービス税である。付加価値税(VAT-Value Added Tax)、印紙税、州消費税、土地税、専門職税、が州政府徴収の基本的諸税である。地方公共団体は不動産税、州境税(Octroi)、給排水などの便益税の権限も持っている。

### 個人所得税(Personal Income Tax)

9.2 個人所得税の税率は下記通り；

Income range(Rupee)	Tax rate(%)
0 – 100,000	Nil
100,000 – 150,000	10
150,000 – 250,000	20
250,000 and above	30

Rs.85 万以上の収入に対しては 10%の Surcharges が課される、尚 収入 Rs.15 万未満の高齢者は個人所得税が免除される。

### 源泉課税率(Rates of Withholding Tax)

9.3 非居住者への支払に対する現行源泉課税は；

(1) Interest	20%
(2) Dividends	Dividends paid by domestic companies Nil
(3) Royalties	10%
(4) Technical Service	10%
(5) Any Other Service	Individuals : 30% of the income Companies : 40% of the net income

上述税率は一般的な、インドが二重課税防止条約(Double Taxation Avoidance Agreement-DTAA)を締結してない国々に対するものである。

### 産業に対する税減免インセンティブ(General Tax Incentives for Industries)

9.4 税控除の形での Tax Holidays が優先分野では認められ、特別な場所/地域に立地する

産業に対しインセンティブが認められる。それらは；

### インフラストラクチャー部門

9.5 利益 100%を 10 年間控除適用は：

- i) 港、空港、道路、高速道路、橋梁、で津堂、島嶼通運、島嶼港、給水プロジェクト、水処理システム、灌漑プロジェクト、上下水道プロジェクト、固形廃棄物処理プロジェクト、の開発又は運営、と営繕。
- ii) 2006 年 3 月 31 日以前に開始された発電、配電、及び送電。
- iii) 2006 年 3 月 31 日以前の工業団地又は経済特別区の開発、運営と営繕。

### インフラ・ファンドのキャピタルゲイン

9.6 インフラ投資会社又はインフラファンドが配当、金利、或は長期キャピタルゲインの形で得る利益は 100%税控除である。ベンチャー・キャピタル事業として投資資金調達をするベンチャー・キャピタル会社又はベンチャー・ファンドが挙げる利益も亦免税である。

### 免 税

9.7 免税措置が下記分野・事業に認められる；

- a. 港、空港、道路、高速道路、橋梁、などの開発又は運営、及び営繕
- b. 発電、配電、及び送電
- c. 工業団地又は SEZ の開発、運営と営繕
- d. 北東諸州と Sikkim に於ける指定地域で或は指定業種の事業設立
- e. Uttaranchal 州及び Himachal Pradesh 州に於ける指定地域で、或は指定業種の事業設立
- f. FTZ(Free Trade Zone) / EHTP / STP に在る企業の製品又はソフトウェア輸出利益
- g. SEZ 所在の企業の製品又はソフトウェア輸出利益
- h. 100%EOU による製品又はソフトウェアの輸出利益
- i. SEZ 所在企業との Offshore 取引する SEZ 所在の金融機関
- j. 住宅プロジェクトの開発と建設に従事する企業の利益。多目的コンベンション会堂の建設、所有、運営の利益の 50%控除が認められる。
- k. 穀物の荷扱い、貯蔵、輸送、と一貫事業に従事する企業の利益
- l. 鉱油の商業生産又は精油に従事する企業の利益
- m. 木製ハンドクラフト輸出から挙げた利益

### 二重課税救済(Double Taxation Relief)

9.8 インドは、米、英、日、仏、独、など 65 ケ国と DTAA(二重課税防止協定)を締結して



おり、それら締結国に対する税率は当該協定により決まる。その税率は下記通り；

Country	Deividends %	Interest %	Royalties %
Australia	15	15	15
Austria	20	20	30
Bangladesh	15	10	10
Belarus	15	10	15
Belgium	15	15	20
Brazil	15	15	15
Bulgaria	15	15	20
Canada	25	15	15
China	10	10	10
Cyprus	15	10	15
Czechoslovakia	20	15	30
Czech Republic	10	10	10
Denmark	20	15	20
Egypt	20	20	30
Finland	15	10	20
France	10	15	10/20
Germany	10	10	10
Greece	20	20	30
Hungary	15	15	30
Indonesia	15	10	15
Israel	10	10	10
Italy	20	15	20
Japan	15	15	20
Jordan	10	10	20
Kazakhstan	10	10	10
Kenya	15	15	20
Korea	20	15	15
Kyrgyzstan	10	10	15
Libya	20	20	30
Malaysia	20	20	30
Malta	15	10	15

Mauritius	15	20	15
Mongolia	15	15	15
Morocco	10	10	10
Namibia	10	10	10
Nepal	15	15	15
Netherlands	10	10	10
New Zealand	15	10	10
Norway	15	15	30
Oman	12.5	10	15
Philippines	20	15	15
Poland	15	15	22.5
Portugal	15	10	10
Qatar	10	10	10
Romania	20	15	22.5
Russian Federation	10	10	10
Singapore	15	15	15
South Africa	10	10	10
Spain	15	15	20
Sri Lanka	15	10	10
Sweden	10	10	10
Switzerland	15	15	20
Syria	0	7.5	10
Tanzania	15	12.5	20
Thailand	20	20	15
Trinidadand Tobaco	10	10	10
Turkey	15	15	15
Turkmenistan	10	10	10
United Arab Emirates	15	12.5	10
United Kingdom	15	15	15
United States	20	15	15
Uzbekistan	15	15	15
Vietnam	10	10	10
Zambia	15	10	10
<b>Non Treaty</b>	0	20	20

Countries			
-----------	--	--	--

### ルール事前照会受付局(Authority for Advance Ruling)

9.9 非居住者(居住者のカテゴリーに入る者を含めて)の課税額に関する紛争防止のために、所得税法で事前照会スキームが定められている。Authority for Advance Ruling(AAR)は非居住者/居住者の申請に対してルールの査定をし、この査定は申請者・所得税局の双方を拘束するので、申請者は、所得税申告手続で発生する時間と費用のかかる訴訟を回避する事が出来る。

申請先は下記とする；

The Commissioner of Income-Tax Authority of Advance Rulings,  
5<sup>th</sup> Floor, N.D.M.C. Building,  
Yashwant Place, Satya Marg,  
Chankyapuri,  
New Delhi-110021

## 第 10 章 投資ガイダンスと促進(Investment Guidance and Facilitation)

### 投資ガイド

## Secretariat for Industrial Assistance(SIA)

10.1 SIA が商工業省、産業振興政策局(DIPP-Dept. of Industrial Policy and Promotion) に設けられている。SIA は single window として、企業家支援、投資潤滑化、申請に対する政府決定の通知、プロジェクト樹立面での企業家・投資家支援、政府他機関及び州政府との連絡業務、プロジェクト遂行状況把握、を一元的に行なうことを目的としている。又、投資及び技術に関する政府政策の告示も行なう。

## 企業家への支援(Assistance to Entrepreneurs)

10.2 Public Relation & Complaint(PR&C)Section が投資決定に関する諸問題に就いて企業家を支援する。PR&C は、工業関係の諸認可 即ち、IEMs, Industrial Licences, Foreign Investment(NRIs), Foreign Technology Agreements, EHTP, STP スキーム、等諸認可に係わる全ての書面・申請書を受取り、コンピューター化した Reference 番号付き受理書を直ちに発行する。爾後 SIA との連絡はこの番号を引用のこと。尚、企業体も諸認可申請後の現状報告を求められる。(IEM - Industrial Entrepreneurs Memorandum)

## Web Site (<http://dipp.gov.in>)

10.3 DIPPのwebsite 「 [www.dipp.gov.in](http://www.dipp.gov.in) 」が投資政策と手続、投資環境、州投資政策、公報、告示、Press Notes/Releasesを公示している。

ウェブサイトは下記を含んでいる；

- インドでの FDI—政策と手続—マニュアル (英/仏/独/西/韓/日/伊 7カ国語版あり)
- SIA News Letter (月刊)
- SIA 統計 (月刊)
- Press Notes, 告示と廃止
- Small Scale Industry 留保品目と NIC Codes (NIC National Industrial classification)
- Industry Policy Statements
- Latest Annual Report
- 知的財産権に関する情報
- SIA への申請書の位置状況
- 重要な諸法令
- 関係諸官庁事務所
- Profile of selected industrial sectors
- 関係他省庁
- 全ての申請書書式

## 工業分類令 (National Industrial Classification(NIC)Code)

10.4 FDI を含む全ての認可申請書には、全経済活動に於ける工業分類令 1987 年に基づいた活動表示が必要である。NIC 関連リストは DIPP website に掲載がある。

## オンライン Chat と掲示板 サービス

10.5 All Working Days の 11:00–12:00、16:00–17:00 (インド時間) に on line Chat がウェブサイト開設され、投資家が FDI に関する諸質問を書き込めるようになっている。ウェブサイトは掲示板サービスも行なっている。投資家が on line chat を利用できない場合、掲示板宛に質問状を郵送すれば、24 時間内に回答送付の努力が為される。

## 他の諸認可について (Information about various other Clearances and Approvals)

10.6 FDI 許可に加え、会社登記、環境基準、土地取得、電力と給排水、等企業活動を始めるに当り諸認可取得手続きがある。

関連機関の詳細とそのウェブサイトは Annex-13 参照のこと。

## 広 報 (Publications)

10.7 投資家の便の為、DIPP は下記広報を出し、随時更新している。

- a. FDI 政策と手続
- b. インドでの投資 –ビラ
- c. 外国投資家の為の戦略入門 –ビラ
- d. インドの税法 –ビラ
- e. インフラ部門での投資機会
- f. 州及び政府直轄地域での Single Window System

上記資料は SIA の PR&C Section、投資促進インフラ開発室 (Investment Promotion & Infrastructure Development Cell)、産業振興政策局、海外のインド代表部、出入手可能であり、又 ウェブサイト [www.dipp.gov.in](http://www.dipp.gov.in) からダウンロードも可能である。

## SIA News Letter

10.8 本 News Letter は月刊で、FDI/ NRI Investment/ 分野明細/ 国別明細、FDI 実績ベース、当該月に発表された政策告示、に関するデータを基にした情報である。月刊広報はウェブサイト [www.dipp.gov.in](http://www.dipp.gov.in) に掲載されている。

SIA Newsletter の年度版もあり、Controller of Publication, 1, Civil Lines, Delhi-110054 又は政府刊行物販売所で販売している。

## SIA 統計資料

10.9 本資料も月刊である。Industrial Licences, Foreign Technical Collaboration, 等のデータ、産業界の 209 グループの生産量、及び当該月に発表された政府の政策、を記載している。SIA 統計資料年度版も Controller of Publication と政府刊行物販売所で販売されている。

## 投資促進 (Investment Facilitation)

### 海外投資支援局(Foreign Investment Implementation Authority(FIIA))

10.10 FDI 認可の迅速な下付と外国投資家が所定の諸認可取得を支援する為に FIIA が設けられた。高額 FDI 案件 (1 件当たり 10 億ルピー以上の投資案件) の定期的レビューと問題点解決の為に 30 省庁に Fast Track 委員会が設けられている。

諸省庁の Fast Track 明細は <http://dipp.gov.in> に記載してあるし、当該ウェブサイトを通じて FIIA に接触可能である。

### Foreign Investment Promotion Board (FIPB)

10.11 政府認可取得を要する FDI 案件を審議する為に FIPB がある。

再編成した FIPB は下記で組成されている ;

- (1) Secretary, Department of Economic Affairs – Chairman
- (2) Secretary, department of Industrial Policy & Promotion – Member
- (3) Secretary, department of Commerce – Member
- (4) Secretary (Economic Relations), Ministry of External Affairs – Member
- (5) Secretary, Ministry of Overseas Indian Affairs – Member

### 苦情処理官 (Business Ombudsperson)

10.12 工業認可の遅延、下付遅延、に関する苦情の迅速な解決を図り、憤懣を聴取し、それらの円滑な処理、の為に商工業省内に苦情処理官を置き、商工業省の Additional Secretary と Financial Adviser が苦情処理官に任命されている (e-mail : [nc@ub.nic.in](mailto:nc@ub.nic.in))。

### 苦情担当官 兼 Joint Secretary (Grievances Officer-cum-Joint Secretary)

10.13 苦情と不満は、商工業省産業振興政策局の苦情担当官兼 Joint secretary 宛に郵便、又は SIA—PR&C の mail box、或は Udyog Bhavan Gate No.12 の商工業省受付、でも受理される。この種連絡は迅速に処理され苦情解決が図られる。

## 第11章 頻繁に出てくる質問

### 1. 外国企業がインドで事業を行なう場合、どのような形態があるのか？

(答) 外国企業は 駐在員事務所、代表者事務所、支店、プロジェクト事務所、100%子会社、合弁会社、など種々の形態で投資或は運営出来る。所要認可は RBI 又は FIPB で得られる。FDI で設立する会社も会社登記官の下インド会社法に沿って組成し、インドでの全活動がこの会社を通じたものでなければならない。

### 2. 工業ライセンス取得にはどのような内容の提案を出して、どのように取得するのか？

(答) 新しい産業政策では、本書 2.1 項及び 2.2 項記述の産業以外は、工業ライセンスは不要である。但し、1991 年国勢調査の人口 100 万以上都市から 25 k m以上離れていることを要する。

政府は工業ライセンス取得手続を大幅簡便化しており、書式 IL-FC での申請書を SIA に提出すること。通常 4—6 週間で認可される。

### 3. ライセンス不要化された部門での手続は？

(答) ライセンス免除された企業体は、SIA に Industrial Entrepreneurs Memorandum (IEM)で報告すれば、受理書が貰える。それ以外一切報告不要。

### 4. インド税制は？

(答) インド国内で働く外国籍者は原則として、インド国内での収入にのみ課税される。インド国外での収入源からの収入は、それをインドで受領しない限り課税されない。インド税法はインド国内でのサービスに対するある種の収入に対しては免税措置をしている。更には、外国籍者は当人の国がインドと締結している租税協定の下での課税を選ぶオプションを有する。

インド国内での仕事に対する報酬が外国で支払われようと、インドが課税権を有する。報酬とは、月給と賃金、年金、手数料、口銭、月給代わりに又は月給に追加の利得、前払い月給と臨時収入、を含む。課税対象支払には、特に除外註がない限り全ての手当、税平等手当(tax equalization payments)が含まれる。経営者から認められたストック・オプションは、取得株式売却と言うオプション実行時にキャピタルゲインとして課税される。

### 5. インドにおける知的財産権保護の状況は如何か？

(答) インドは、GATT Uruguay Round 交渉の締結書と World Trade Organisation(WTO)の署名国であり、その法令も今日では WTO に沿ったものになっている。

知的財産権に関する主要法令は；

- 特許法 (Patent Act)
- 商標法 (Trademarks Act)
- 商品産地表示法 (Geographical Indication of Goods Act)

● デザイン法 (Designs Act)

**6. NRIs の投資は認められるか？**

(答) 政府は NRIs による投資を重要として、自動承認にせよ政府認可にせよ、NRIs 投資に対する認可に関して開放政策で対処している。NRIs は不動産業と民間航空業での資本100%迄の投資が認められている。特定分野ガイドラインを記述している Press Note 2 (2000 シリーズ)記載の若干の例外を除く全ての品目/ 活動に対する100%迄の投資が NRIs の場合、RBI に依る自動承認である。自動承認非該当提案のみが政府認可取得要である。

**7. 利益、配当、ロイヤリティー、ノウハウ料は国外に持出せるか？**

(答) 政府/ RBI の許可を取得してあれば、それらは国外持出し可能である。自己完結型工業団地開発への投資、NRI の不動産投資、など一部分野は政府の検討を経ることになる。

**8. 合弁会社に於ける株式海外持分額を増やす場合の手続は？**

(答) 手段を問わず、合弁会社の株式海外持分額増は下記手続を要する。

- a) パーセント変化のない、割当充足の海外持分額増は Press Note 7(1999 シリーズ)が適用される。
- b) 増資に於ける海外出資比率増を伴う海外持分額増は、Press Note 2 (2000 シリーズ)記載の条件に照らして、提案内容により自動承認か FIPB/ 政府承認になる。
- c) 既発行株式の取得で海外持分比率増のケースは、合弁会社が FIPB/ 政府の事前許可取得を要する。活動が金融分野であれば、SEBI 規則 1997 (株式大量取得と吸収) の対象である。
- d) 海外提携先を増やす場合、Press Note No.1 (2005 シリーズ)記載のガイドライン充足を要する。

**9. 売却代金海外持出し不能株の可能株への転換は？**

(答) FIPB 許可を要する。原投資が外貨で行なわれた場合は転換は無条件で認可される；そうでない場合、売却代金は NRO 勘定を開設してインドに留め置かれる。

**10. FDI 政策変更の広報メカニズムは？**

(答) FDI 政策変更は産業振興政策局 (DIPP) からの Press Note の形式で告示される。メディアに発表と同時に、局のウェブサイト (<http://dipp.gov.in>) にも掲載される。

**11. 異常紛争解決に如何なるメカニズムがあるのか？(What mechanism is available alternative dispute resolution – ICADR)**



(答) International Centre for Alternative Dispute Resolution(ICADR)が法務省の庇護の下、独立機関として設立されており、種々の手法で国内及び国際異常紛争の解決に当たっている。ICADRの本部はNew Delhiに所在し、LucknowとHyderabadに地域事務所が在る。ICADRの詳細はウェブサイト <http://www.icadr.org> を参照のこと。

## FIPB が海外直接投資(FDI)申請審議のガイドライン

(マニュアル 1.6 項参照)

当ガイドラインは FIPB の審議が有目的且つ透明性を持つことを助長する為のものであるが、申請内容全体を考慮して、或は他の基準、特殊事情、関連状況、などに基づいて推薦している FIPB の柔軟な審議を制約する、或は拘束するものではない。

加えて、之は行政上のガイドラインであって、FDI 関連の FIPB 推薦或は政府決定に関して法的拘束力を全く持つものではない。

又、必要に応じて政府が新規ガイドラインを発行する、或は法令と政策を変更する、ことを前提にしており、SIA が随時政策法令に変更を加えた範囲で 当ガイドラインも修正されている。

下記ガイドラインは、Foreign Investment Promotion Board(FIPB)に FDI 申請を審議推薦させる為のものである。

1. 全ての申請書は 15 日以内に FIPB に回付され、関係省庁のコメントが Board (委員会)開催当日までに委員会に提出されること。
2. 委員会は、政府の諾否結論の相互連絡用に 30 日間を念頭に入れて提案 (申請)を審議すること。
3. 申請書に関し、不明点或は情報不足がある時、審議遅延を回避する為に FIPB 会合の場に申請者出席を求めるべし。
4. FIPB は審議推薦に際し、分野別需要及び分野政策と申請書を念頭におくこと。
5. FIPB は、申請内容全体 (外国投資、技術提携、工業ライセンス、以外のことも含めて) に対し認可可否を審議することになろう。然し乍、FIPB の推薦は外国資本投下及び技術提携に関するもののみゆえ、外国投資家は別途所定手続を要することもあろう。
6. 委員会は審議に付された申請について下記諸点を審議すること；
  - (1) 事業品目は工業ライセンス所要の当否、所要ならば工業ライセンス下付推薦。
  - (2) 提案が技術移転を含むか否か、含む場合は技術元と内容。
  - (3) 提案が輸出必須要素を含むか否か、含む場合は申請者が輸出義務を引受ける用意有無。
  - (4) 提案が輸出計画を含む場合、輸出品目と仕向先。
  - (5) 提案が、EPCG スキームなど、他のスキームでの拘束有無。
  - (6) 輸出志向企業(EOUs)の場合、所定の最低付加価値規程と最低輸出額に合致有無。
  - (7) 提案が、工業ライセンスポリシーで規程された地域制約緩和との関連。
  - (8) 提案が戦略、又は防衛関連か否か。

- (9) 提案は、インド国内の当該業種で既存合弁、技術移転・トレードマーク協定締結を有するの否か。有する場合は協定が機能喪失なのか、どちらかの側の出資が3%以下で FVCI なのか、新規合弁設立・新規技術移転（含む、トレードマーク）が必要な状況なのか、新規提案が既存合弁又は技術/トレードマーク移転先或は他の関係者を損ねる懸念有無。
7. 審議の際、下記に重点を置くこと；
- (a) 政府承認分野の品目/活動（自動承認に該当しないもの）
  - (b) インフラ部門に合致する品目
  - (c) 輸出可能性のある品目
  - (d) 大規模雇用、特に地方民雇用、可能性のある品目
  - (e) 農作/農場に直接間接関連する品目
  - (f) 病院、人材資源開発、救命医薬と器具、など重要な社会関連品目
  - (g) 技術導入又は資本流入の結果になる提案
8. 提案の吟味検討時、下記に考慮を特に払うこと。
- (a) 外国側資本持分数値
  - (b) 外国人/ NRI/ インド人居住者 の資本持分数値
  - (c) 提案は Holding company/ Wholly owned subsidiary/ 外国側マジョリティ（75%以上）合弁会社、のどれなのか という観点で持分数値
  - (d) 外国資本提案は、新規プロジェクト（合弁など）設立なのか、外国/ NRI 持分拡大なのか、既存インド会社で外国人/ NRI が新規資本参加なのか、
  - (e) 外国人/ NRI の新規資本参入、既存インド会社於ける外国人/ NRI の持分拡大の場合、新規参入/ 持分拡大に関して取締役会の決議有無と株主総会記録有無
  - (f) 外国資本新規参入、外国側持分拡大の場合、提案が為された理由と参入/ 拡大の様式(払込資本金/ 授權資本金拡大なのか、株式譲渡、割当増資、如何な様式なのか)  
合弁会社での非居住者持分認可取得比率内での非居住者比率拡大、外国系 100%子会社の払込資本金増強は FIPB 認可関連事項であるが、外国側資本増強の意図を SIA に報告し、外貨資金受領と(非居住者への)株式割当の 30 日以内に通知形式で正式書面が SIA に提出される場合には FIPB の認可取得は不要である
  - (g) 株式発行/ 譲渡/ 株価決定、は SEBI/ RBI のガイドラインに沿うこと
  - (h) 活動は、工業分野なのか、サービス分野か、その双方か
  - (i) 生產品目に Small Scale Industry 向け留保品目が含まれていないか
  - (j) 分野別制約に抵触有無(例、不動産業は外国人には禁止、NRI は認容)

- (k) 活動が商業を含む場合、輸出を含むのか、輸出入なのか、国内販売を含むのか、更には小売業を含むのか
  - (l) 輸入品目の中に、健康汚染品、禁止品、環境汚染品の有無(例、リサイクル・プラスチック)
9. 外国資本比率上限に関し、当該提案の必要性や貢献性を勘案して規程上限を超える上限を推薦しても構わない。
  10. 委員会(Board)は、個々の提案を精査して外国持分 51%を推薦しても構わない。74%の高持分に関しては、プロジェクトの所要資金量、技術の内容と水準、マーケティング・マネージメント技能の必要性、輸出コミットメント、等を勘案のこと。
  11. 100%外国資本 Holding 会社/ 子会社の FIPB 推薦は、下記基準に基づくこと。
    - (a) 投資を含む「holding」オペレーションは、政府認可事前取得を要する。
    - (b) 既存技術の保護或は改良を要する場合、技術導入が図られている。
    - (c) 少なくとも、生産量の 50%が輸出される。
    - (d) コンサルタント業の提案。
    - (e) 工業団地、工業モデル街区に関する提案。
  12. 外国投資家が合弁会社のインド側パートナー明確に出来ない状態の場合、委員会は暫定的に 100%海外資本を認可する。この場合、3年半内に資本金の少なくとも 26%以上をインド側（個人、合弁パートナー、公募）に譲渡することが条件とされる。
  13. 合弁会社の既存生産部門増設/ 技術更新の資金調達をインド側パートナーが分担出来ない場合、外国側株式持分の額/ 比率拡大（100%まで）を FIPB は審議・推薦すること。
  14. Trading カンパニーに関しては、活動分野が下記を含む場合 100%外国資本が認められる；
    - (1) 輸出
    - (2) 港或は保税倉庫渡しでのバルク輸入
    - (3) 現金引換え卸売業
    - (4) 取扱高の 75%以上を、グループ会社間での品物調達と商品・サービス販売が占めることを条件に、商品又はサービスの輸入。
  15. 外国資本の上限が規程されているインフラ/ サービス分野の会社に関しては、直接投資のみが上限対象として審議される。又、投資会社における外国投資部分が 49%を超えず、投資会社のマネージメントをインド人オーナーが行なっている場合は、投資会社の外国投資部分は上限に含まれるとしないこと。
  16. 外国投資家あてに下付された認可の諸条件は後日変更されたり、追加条件を課されたりはしないであろう。このことは、工業分野で一般諸政策と規程の変更

を禁止していないということである。

17. 合弁会社(100%子会社ではない)の資本に関し、外国直接投資提案が認可され外国持分%が指定された場合、外国持分%値は次回増資時まで下げてはならない。認可活動範囲に関しても、外国投資家が後日、認可レベルの活動に向けて所用追加資本を持込むことを望む場合、FIPBは自動承認的に推薦する。
18. 民間分野銀行提案は、RBIの原則として承認 (in principle permission) が得られたもののみ、審議される。
19. 各種分野の提案に対する現規制は、annexure—2の通りであり、提案審議に於いて留意される。

**海外直接投資に関する分野別ガイドライン**  
(Sector Specific Guidelines for FDI)

Sl. No.	Sector	Guidline
1.	Airports	Upto 100% FDI, 74%超は政府認可取得要
2.	Atomic Minerals	<p>下記 3 種活動は FIPB 手続を経て FDI/NRI 投資受入れ認可される。</p> <p>(98 年 10 月 6 日付決議 No. 8/1(1)/97-PSU/1422 参照の原子力庁のガイドラインに従う)</p> <p>a. 採鉱及び鉱物分離</p> <p>b. 上記 a 記述品に価値付加</p> <p>c. 上述 a.及び b.の両方の総合活動</p> <p>下記 FDI は認可される</p> <p>(1) 純粋付加価値、及び総合プロジェクト、に対する 74%まで</p> <p>(2) 純粋付加価値 project 及び中間段階で付加価値の総合 project に対する FDI は、一公共企業体が資本 26%以上保有している中央/州の公共企業体との合弁事業では 74%まで</p> <p>(3) 例外措置として、FIPB 認可前に原子力庁委員会の認可取得の場合、74%超も認められ得る</p>
3.	農業(含 Plantation)	<p>紅茶部門以外への FDI/ NRI 投資は認められない。Plantation を含む紅茶部門への投資は政府事前許可取得と下記条件充足を条件に 100%めで認められる；</p> <p>a. 5 年以内に株式 26%をインド側パートナー/ 株式市場に譲渡放出する、そして</p> <p>b. 土地利用の変更は、全て州政府の事前許可事項</p> <p>上述制度は、本部門での全ての新規 FDI に適用される。</p>
4.	放送	<p>a. TV ソフトウェア製作</p> <p>下記条件の下、100%外国投資が認可される</p> <p>(1) 放送に係る未来の法律適用と既得承認の特権を無条件放棄</p> <p>(2) インド国土内から、政府許可無しの放送をしないこと</p> <p>b. アップリンク、ハブ、等のハードウェア設備の設置</p> <p>ハードウェア設備を放送業者にリース又は貸出し目的</p>

4. 放送	<p>の FII/ NRI/ PIO 持分上限(49%)規制内設立の、民間会社</p> <p><b>註：</b>衛星放送に関しては、インドからアップリンクする全チャンネルは、経営権の如何を問わず放送規約に従う</p> <p>c. <b>Cable Network</b> 海外投資(含証券投資)は払込資本金 49%まで。ケーブルテレビ・ネットワーク法 1994 はインド国民が払込資本金の 51%以上保有を資格としている。</p> <p>d. <b>直接衛星放送(Direct – To – Home)</b> FDI/NRI/FII の資本保有 49%以下の会社は DTH ライセンス取得資格がある。外国出資中 FDI は 20%以下のこと</p> <p>e. <b>地上波放送 FM</b> 免許保有者は会社法に基づく登録済みインド法人のこと。FII/NRI/PIO/OCB の特定上限内証券投資を除き、法人の全株主はインド人であり、外国企業,NRIs,OCBs の直接投資が無いこと。現在、証券投資 20%までが許容範囲である。</p> <p>f. <b>地上波 TV</b> 個人による放送は認められていない。</p>
5. 石炭・褐炭	<p>(1) 大量消費向け発電及び石炭・褐炭採掘を設置、又は運営する民間企業に対しては 100%FDI が認められる</p> <p>(2) 石炭加工業に 100%FDI が認められる、但し、石炭採掘、オープン市場で洗浄炭・選炭販売、をしてはならず洗浄炭・選炭は原料炭供給者に売り戻すこと</p> <p>(3) 大量消費向け石炭・褐炭の探査・採掘に FDI は 74%まで</p> <p>(4) 上記全ての場合に、50%までの FDI は自動承認である、但し、海外投資額が公共企業体の資本金の 49%超は不可</p>
6. 民間航空	<p>国内航空業では</p> <p>1) 49%までの FDI は自動承認</p> <p>2) NRIs 投資は 100%まで自動承認、但し、外国航空会社が直接・間接、投資に関与せぬこと (Ministry of Civil Aviation に詳細なガイドラインあり)</p>
7. 防衛・戦略産業	<p>NRI を含む海外投資は、ライセンス取得とセキュリティー要件に限り、政府事前承認条件で 26%まで認める</p>
8. 衛星設置と運営	<p>政府事前承認で FDI は 74%まで認められる</p>
9. 住宅及び不動産	<p>下記活動への NRIs 投資が認められる</p> <p>a) サービス地区開発と組立式住居の建設</p>

9. 住宅及び不動産	<p>b) 住宅用建物、ビジネス・センター、オフィスを含む商業用建物の建設をしている不動産業</p> <p>c) 市街地開発</p> <p>d) 道路・橋梁を含む、都市と地域でのインフラ施設</p> <p>e) 建築資材製造、本件は FDI にも門戸開放されている</p> <p>f) 上記(a)―(e)に参加するベンチャーへの投資</p> <p>g) 住宅金融機関への投資、本件は NBFC として FDI にも認められている</p>
10. インフラ/サービス部門に投資する会社	<p>外国投資の資本参加に上限が課されているインフラ/サービス部門では、直接投資のみが上限対象であり、投資会社の資本金に於ける外資比率は上限対象とはしない。但し、投資会社の外資比率は 49%以下、且つ投資会社の経営権はインド人オーナーにあること。自動承認は適用されない。</p>
11. 保険	<p>26%までの FDI は自動承認である、但し保険監督開発局 (Insurance Regulatory &amp; Development Authority-IRDA)の許可取得要。</p>
12. 富籤、賭博	<p>如何なる形態であれ富籤業、賭博業、への FDI/ FTC(Foreign Technical Collaboration)は禁止されている。富籤・賭博業のフランチャイズ、トレードマーク、ブランドマーク、経営指導、も FTC に含まれる。</p>
13. 鉱業	<p>(1) ダイヤモンド及び貴石の探査、採掘、への FDI は 74%まで自動承認</p> <p>(2) 金、銀、及びダイヤモンド・貴石以外の鉱物、の探査、採掘、冶金、加工は 100%FDI 自動承認</p> <p>(3) 98年12月14日付 Press Note No.18(19981 シリーズ)、及び 05年1月12日付 Press Note No.1 は鉱業分野での 100%所有子会社設立には適用されない。但し当分野或は特定鉱業で既存合弁会社を保有してないと申請者から申告がある場合に限る。</p>
14. 銀行以外の金融機関	<p>(a) 下記 19 NBFC 活動 (Non Bank Financial Co.) への FDI/ NRI 投資は下記業種で認められる ;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 商業銀行</li> <li>2) 株式引受業</li> <li>3) 証券管理業</li> <li>4) 投資相談業</li> <li>5) 金融コンサルタント業</li> </ol>



<p>14. 銀行以外の金融機関</p>	<p>6) 株式仲買業  7) 資産管理業  8) ベンチャーキャピタル業  9) 保管業  10) 債権買取業  11) 信用照会業  12) 信用格付業  13) リース・金融  14) 住宅金融業  15) 外国為替仲買業  16) クレジット・カード業  17) 両替業  18) 小規模融資業  19) 農業融資業</p> <p>(b) 融資業 NBFCs への外資最小額規程</p> <p>1) FDI 51%迄 — US\$50 万即時一括投資  2) FDI 51%以上 75%迄 — US\$500 万即時一括投資  3) FDI 75%以上 100%迄 — US\$5000 万、内 750 万は即時、残額 24 ヶ月内</p> <p>(c) 非融資業活動への外資最低額規程  認可取得全分野、US\$50 万</p> <p>(d) 上述(b)-3) US\$5000 万持込の場合は、子会社の保有株の 25%をインド企業に売却する義務無しに 100%子会社を設立可。(子会社数制限無し、追加資本投下要請無し)</p> <p>(e) 外資 75%以下の NBFCs 活動合弁会社も NBFC 活動以外の分野で子会社設立可、但し、(b)-1) (b)-2) の最低資本規程に合致のこと。</p> <p>(f) NBFC 分野への FDI は自動承認である、但し、RBI のガイドラインに合致のこと。</p>
<p>15. 石油 (除、精製)</p>	<p>a. 石油製品マーケティングにおける FDI は 100%迄自動承認。本分野での FDI は、石油マーケティングに係る既存政策と規制に則して許可される。</p> <p>b. 中小規模油田での探査に対する FDI は 100%迄自動承認、但し、(1) 石油探査 (2) 国営企業が発見した油田 への民間参加に関する政府の分野政策に則るものとする。</p> <p>c. 石油製品パイプラインへの FDI は 100%迄自動承認、但し</p>

<p>15. 石油（除、精製）</p> <p>石油（精製）</p>	<p>政府の政策・規制の則ること。</p> <p>d. 天然ガス/LNG パイプラインへの FDI は政府事前承認で、100%迄認められる。</p> <p>e. 100%保有子会社(Wholly owned Subsidiary- WoS)は市場及び配合(formulation)調査は認められる。</p> <p>f. 100%WoS は投資と金融活動を認められる。</p> <p>g. 商取引とマーケティングでは、5年間以上に亘りインド側が株式 26%以上保有を要する。</p> <p>1. 公共企業製油所の場合、26%迄の FDI が認められる。公共団体が 26%、残る 48%は株式市場。自動承認適用無し。</p> <p>2. 民間製油所の場合、FDI 100%迄自動承認</p>
<p>16. 郵便サービス</p>	<p>政府の事前承認があれば、クーリエ業(courier) への FDI 100%迄認められる、但し、手紙配送は国家の専業ゆえ除外する。</p>
<p>17. 活字メディア</p>	<p>新聞及び定期刊行物を出版しているインドの会社への FDI 参加は許可される。</p> <p>(a) 科学/技術雑誌、定期刊行物、日刊新聞、の印刷/出版業への FDI は 100%迄認められる</p> <p>(b) 新聞、及び時事とトピックスの定期刊行物の出版への FDI は 26%迄認められる、但し、インド人居住者を編集者と管理責任者にしインド側株保有が四散してもそれを維持するという外国投資家の誓約書を要す。</p> <p>詳細なガイドラインを情報放送省が出している。</p>
<p>18. 民間銀行</p>	<p>RBI が随時発行するガイドラインに従い、74%までが自動承認</p>
<p>19. 電気通信</p>	<p>1) 固定電話、携帯電話、付加価値サービス、衛星利用移動電話、への FDI は 74%迄に制限されている、但し、ライセンスとセキュリティー要件充足を要し、更に投資側と投資受入側会社両者の外資上限、株式譲渡/増資禁止期間、その他ライセンス記載条件の遵守誓約書を要する。</p> <p>2) gateways, radio-paging, end-to-end 帯域、を持つ ISPs への FDI は 74%迄認められるが、49%以上は政府認可を要する。ライセンスとセキュリティー要件充足が必要。</p> <p>3) 機器製造に外資上限はない。</p>
<p>Sl.No. Sector</p>	<p>Guidelines</p>
<p>19. 電気通信</p>	<p>4) 電気通信の下記部門には 100%FDI が認められる</p> <p>(a) gateways を提供しないISPs(衛星及び海底ケーブルの</p>

19. 電気通信	<p>双方)</p> <p>(b) dark fibre を提供するインフラ・プロバイダー (IP Category 1)</p> <p>(c) 電子メール</p> <p>(d) 音声メール</p> <p>上述サービスは下記条件を前提とする：</p> <p>a. FDI は 100%迄認められるが、投資家が世界の何処かでの上場会社の場合 5 年以内に持株の 26%をインド株式市場で放出のこと。</p> <p>b. 上記サービスは、ライセンスと折々のセキュリティー要件に従うこと。</p> <p>c. 外資 49%超の提案は FIPB がケースバイケースで検討する。</p>
20. 貿易	<p>貿易は FDI 51%迄は自動承認である、但し、主として輸出活動であること、そして当該企業が輸出商/ 商社/ スーパー商社/ スター商社 であること。</p> <p>然し乍 FIPB ルートで；</p> <p>1. 下記活動の商社の場合、100%FDI が認められる：</p> <p>a) 輸出</p> <p>b) 港渡又は保税倉庫渡のバルク輸入</p> <p>c) 現金払店頭渡し(cash and carry)及び卸売</p> <p>d) その他の商品やサービスの輸入、但し、調達、グループ内での商品・サービス販売、third party の使用向け、又は爾後譲渡/ 流通/ 販売用、が最低 75%であること。</p> <p>2. 貿易政策の規程に従って、下記トレーディングも認められる。</p> <p>a. アフターサービス会社設立</p> <p>b. 合弁会社に出資しており合弁会社の代理人として合弁会社製品の国内卸売会社設立</p> <p>c. ハイテク製品と専門的アフターサービスを要する製品の取引</p> <p>d. 社会事業用品の貿易</p> <p>e. ハイテク、医療用、診断用機器の貿易</p>
Sl. No. Sector	Guidelines
20. 貿易	f. 技術を提供し、品質仕様を付した小規模産業分野からの製品で、自社ブランドで販売できる製品の貿易

20. 貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>g. 輸出品の国内調達</li> <li>h. 製造認可取得済み品目の試験輸入販売、但し、試験販売期間は2年以内とし、製造設備建設投資が試験販売と同時に開始されること</li> <li>i. e-commerce(電子商取引)へのFDIは100%迄認められる。FDI企業が世界の何処かで上場会社の場合、5年以内に当該インド企業持株の26%をインド株式市場に放出すること。当該企業は企業対企業取引(B2B)にのみ従事し、小売はしないこと</li> </ul>
21. 市街地開発	<p>市街地、住宅、建築物、開発プロジェクト(住居・商業用建物、ホテル、リゾート施設、病院、教育機関、娯楽施設、都市及び地域インフラを含む)、へのFDIは100%迄自動承認である。 詳細は Annexure—8 を参照。</p>
22. Venture Capital	<p>FEMA 規程のスケジュールー6の通り、登録済み Foreign Capital Investor(FVCI)は RBI 許可取得後、インドのベンチャー・キャピタル企業(IVCU)やベンチャー・キャピタル・ファンド(VCF)に投資できる</p>

## 直接投資の分野別最高出資比率

### 1. FDI Prohibited

- ① 小売業
- ② 原子力
- ③ 富籤
- ④ 賭博
- ⑤ 住宅及び不動産業（除、総合市街地開発）
- ⑥ 農業（除、条件管理可能な花き栽培、園芸、種子開発、動物繁殖、養魚、野菜・茸栽培など、と農業関連分野サービス）とプランテーション（除、紅茶 plantation）

### 2. FDI up to 26% allowed

- ① FM Broadcasting – Only portfolio investment upto 20% with Government Approval（証券投資のみ 20%迄、政府許可条件）
- ② 活字メディア：新聞、定期刊行物出版 – 政府事前許可で FDI 26%
- ③ 防衛産業 – 政府事前許可で FDI 26%
- ④ 保険 – 外資(FDI + FII) 26%迄自動承認

### 3. FDI up to 49% allowed

- ① 放送
  - a. up-linking、Hub、などハードウェア設置は、政府事前許可で FDI+FII 49%
  - b. Cable network – 政府事前許可で外資（FDI+FII）49%
  - c. DTH – 政府事前許可で外資(FDI+FII) 49%、但し、FDI 20%迄
- ② 国内航空 – 他国航空会社の直接間接関与なしで、49%迄自動承認
- ③ 電気通信 – 固定、携帯電話、は FDI 49%迄。ライセンス取得で外資(FDI+FII)で 49%迄認められる。外資 74%迄の引上は許容されている。
- ④ インフラ/ サービス分野の投資会社 – 政府事前許可で FDI 49%迄

### 4. FDI up to 74% allowed

- ① 飛行場開発 – 74%迄は自動承認、74%超は政府事前承認
- ② gateways, radio-paging, end-to-end 帯域の ISP – FDI 74%迄、但し 49%超 FDI は政府事前許可
- ③ 衛星設置と運営 – 政府事前許可で FDI 74%迄
- ④ 原子力用鉱物 – 政府事前許可で FDI 74%迄
- ⑤ 大量消費用石炭・褐炭探査 – FDI 74%迄、但し 50%超 FDI は政府事前許可

- ⑥ ダイヤモンド及び貴石採掘 – FDI 74%迄自動承認
- ⑦ 民間銀行 – 外資(FDI+FII)74%迄自動承認

5. FDI up to 100% allowed subject to conditions

- ① 空港開発 – FDI 74%超は、政府許可要
- ② 石油部門 – NG/ LPG パイプラインは政府事前許可
- ③ 石油部門 – 市場及び配合 (Formulation) 調査、投資、金融は政府事前許可。  
5年以内に持株の最低 26%をインド市場に放出のこと
- ④ Trading : 現金払い店頭卸 ; 輸出、政府事前許可でハイテク品取引。輸出業  
では、49%迄自動承認
- ⑤ B2B e-commerce, FDI 企業が上場会社である場合持株 26%を 5年以内に放出のこと
- ⑥ クーリエ・サービス – 政府事前許可
- ⑦ Tea 部門, 含 tea plantation – 政府事前許可と 5年内 26%放出
- ⑧ ノンバンク金融機関 – FDI 100%迄自動承認、但し最低資本額規程あり
- ⑨ gateway 無し!SP、dark fibre 提供のインフラ・プロバイダー、e-mail、voice mail  
– FDI 100%迄、但し、FDI 会社が上場企業の場合 5年以内に持株 26%をインド市  
場に放出のこと
- ⑩ 国内航空 – NRI 投資は 100%迄自動承認、但し外国航空会社の直接間接関与が無  
いこと

## FDI 100%迄が自動承認の分野リスト

- 多くの製造活動分野
- ノンバンク金融業
- 薬品及び医薬品製造業
- 食品加工業
- Film 製造
- 宣伝広告業
- 病院
- 民間製油所
- Pollution control and mangement
- Diamond 及び貴石、以外の鉱脈探査と採掘
- マネージメント・コンサルタント業
- ベンチャー・キャピタル・ファンド/ 機関
- 工業団地/ モデルタウン/ SEZ no 設置/ 開発
- 石油製品輸送パイプライン

### FDI 100%迄自動承認のインフラ部門のリスト

- 電力発電（除、原子力エネルギー）
- 送電
- 配電
- 大量高速輸送システム
- 道路及び高速道路
- 有料道路
- 車両用高架
- Port & Harbour
- ホテル及び観光
- 市街地、住宅、建築物、開発プロジェクト



## FDI 100%迄自動承認のサービス部門リスト

- 宣伝広告と Films(映画)
- コンピューター関連サービス
- 調査と開発サービス
- 建設と関連エンジニアリング・サービス
- Pollution Control と管理サービス
- 市街地開発設計と景観サービス
- 建築設計サービス
- 健康関連及び社会的サービス
- 旅行関連サービス
- 道路輸送サービス
- 海上輸送サービス
- 内陸水運輸送サービス

## 自動承認該当の合弁/技術提携が、インドに既存契約を 有する場合のガイドライン

Press Note No.1 (2005 Series)

1. 政府は、過去に或は現在インド国内で合弁会社又は技術移転/トレードマーク協定を有する海外投資家が、同じ分野又は関連分野で海外投資/技術提携の新規提案をしている場合の、政府の認可に関し規程していた Press Note 18 (1998 series)で告示されていたガイドラインを見直ししてきた。
2. 海外投資/技術提携の新規提案は、爾後自動承認とする、但し、後述ガイドラインの如く分野政策に則ること：
  - 1) 海外投資家が、同分野で合弁会社を保有する又は技術移/Trade mark 協定を有する場合にのみ政府事前許可を必要とする。新規提案必要性の大義名分記述と、新規提案が如何なる形であれ既存合弁会社又は既存協定先或は他株主に損害を与えないのか与えるのかを政府が満足するように立証、の責任は海外投資家/技術供給者とインド側パートナーに課された。
  - 2) 海外投資家が同分野に既存合弁会社又は協定を有していても、下記の場合には政府事前承認を必要としない；
    - a. SEBI(Security and Exchange Board of India)に登録済ベンチャー・キャピタルファンドにより為される投資、又は
    - b. 既存合弁会社の資本構成で、海外/インド側の何れかが3%以下、又は
    - c. 既存合弁会社/協定が機能喪失又は病気
  - 3) 本 Press Note 日付以降成立の合弁会社に関しては、合弁パートナーの片側が同分野でもう一つ合弁会社設立又は100%子会社設立を望んだ場合に相手方合弁パートナーの利益擁護のために合弁契約書は「利益矛盾」の項を包含すべきである。
3. 本ガイドラインは即時効力とする。

Annexure—8

## 市街地、住居、ビルディング、インフラ、建設プロジェクト、 の開発への海外投資のガイドライン

(Press Note No.2 2005 series)

経済活性化、新規雇用機会創設、住宅供給と建築インフラ増強の手段として、市街地、住宅、インフラ建築物、建設開発プロジェクトを機能させる観点から、政府は Press Note No.2 で市街地、住宅、インフラ建築物、建設開発プロジェクト(含、housing, 商業用建物、ホテル、リゾート、病院、教育機関、娯楽施設、都市と地域のインフラ) への FDI は 100%迄自動承認とした。但し下記ガイドラインに則ること；

- a. 各プロジェクトで、開発最小面積は下記とする；
  - ① housing plot 開発の場合、最小面積は 10 ヘクタール
  - ② 建設開発プロジェクトで、最低造成面積 5 万 sq.mts
  - ③ 上記の混合プロジェクトの場合、上記条件のどちらかを充足のこと
- b. 投資は更に下記条件を充足のこと；
  - ① 最低資本金は、Wholly 所有子会社の場合 US\$10 million, インド人パートナーとの合弁会社は US\$5 million
  - ② 最低資本金充足の日から 3 年間は、投資資金の海外向け回収不可。然し乍、FIPB 経由政府事前承認取得の場合は早期回収が認められる。
- c. 全法令手続完了日から 5 年以内に、少なくともプロジェクトの 50%開発を要し、投資家が未開発土地(undeveloped plots)を売却するのは認められない。  
当ガイドラインでは未開発土地とは、法令規程の道路、給水、街灯、排水、下水、及び他便益設備、が無い場所を意味する。投資家はそれらインフラを備え、サービス housing area 販売前に地方公共体/サービス機関からインフラ完成証明書を取得すること。
- d. プロジェクトは、建築物管理令、細則、規則、関連する州政府/都市/地方自治体の規制に記述されているように土地使用要件、共同生活の快適性と施設の規程を含む、規格と基準に合致のこと。
- e. 投資家は所要認可取得の義務を負う。即ち、ビルディング/レイアウト・プラン、開発予定地内外プラン、インフラ設備、開発費支払、周囲開発と諸変化、等など州政府や関連自治体が定めるルール、細則、規制で求める諸要件に合致すること。
- f. 建物、開発プランの諸認可に関する州政府/市/地方機関は、開発者の上記条件遵守状況をモニターする。

2001 年 5 月 21 日付け Press Note 4 (2001 series)の Para(iv)、及び 2002 年 1 月 4 日付け Press Note 3(2002 series)は有効である

## 1991 年国勢調査に基づく人口 100 万都市リスト

都市名

1. Greater Mumbai U.A.
2. Kolkata U.A.
3. Delhi U.A.
4. Chennai U.A.
5. Hyderabad U.A.
6. Bangalore U.A.
7. Ahmedabad U.A.
8. Pune U.A.
9. Kanpur U.A.
10. Nagpur U.A.
11. Lucknow U.A.
12. Surat U.A.
13. Jaipur U.A.
14. Kochi U.A.
15. Coimbatore U.A.
16. Vadodara U.A.
17. Indore U.A.
18. Patna U.S.
19. Madurai U.A.
20. Bhopal M.C.
21. Visakuhapatnam U.A.
22. Varanasi U.A.
23. Ludhiana M.C.

Note : U.A. = Urban Area

M.C.= Municipa Corporation

## 許認可関係官公庁リストとウェブサイト

担当認可項目	関連政府省庁	ウェブサイト
Industrial Entrepreneur Memorandum for delicensed industries	Department of Industrial Policy & Promotion	<a href="http://dipp.gov.in">http://dipp.gov.in</a>
Approval for Industrial License/ Carry-on-business License	Department of Industrial Policy & Promotion	<a href="http://dipp.gov.in">http://dipp.gov.in</a>
Approval for Technology Transfer (1) Automatic route (2) Government approval(FIPB)	Reserve Bank of India Department of Economic Affairs	<a href="http://www.rbi.org.in">http://www.rbi.org.in</a> <a href="http://finmin.nic.in">http://finmin.nic.in</a>
Approval for Financial Collaboration (1) Automatic route (2) Government approval	Reserve Bank of India Dept. of Economic Affairs	<a href="http://www.rbi.org.in">http://www.rbi.org.in</a> <a href="http://finmin.nic.in">http://finmin.nic.in</a>
Approval of Industrial Park (1) Automatic route (2) Non-Automatic route (Empowered Committee)	Dept. of Industrial Policy & Promotion	<a href="http://dipp.gov.in">http://dipp.gov.in</a>
Registration as a company & Certificate of commencement of Business	Dept. of Company Affairs (registrar of Companies)	<a href="http://dca.gov.in">http://dca.gov.in</a>
Matters relating to FDI Policy & its promotion and facilitation as also promotion and facilitation of investment by NRIs	Dept of Industrial Policy & Promotion	<a href="http://dipp.gov.in">http://dipp.gov.in</a>
Matters relating to Foreign Exchange	Reserve Bank of India	<a href="http://www.rbi.org.in">http://www.rbi.org.in</a>
Matters relating to Taxation Matters relating to Direct Taxation Matters relating to Excise & Customs	Dept. of Revenue Central Board of Direct Taxes Central Board of Excise & custom	<a href="http://finmin.nic.in">http://finmin.nic.in</a> <a href="http://incometaxindia.gov.in">http://incometaxindia.gov.in</a> <a href="http://www.cbec.gov.in">http://www.cbec.gov.in</a>
Matters relating to Industrial	Ministry of Labour	<a href="http://labour.nic.in">http://labour.nic.in</a>

Relations		
Import of Goods	Directorate General of Foreign Trade	<a href="http://dgft.delhi.nic.in">http://dgft.delhi.nic.in</a>
Matter relating to Environment & Forest clearance	Ministry of Environment and Forests	<a href="http://envfor.nic.in">http://envfor.nic.in</a>
Overseas investment by Indians	Ministry of Overseas Affairs	<a href="http://iic.nic.in">http://iic.nic.in</a>
Allotment of land/Shed in Industrial areas, acquisition of land, change oin land use, approval of building plan, release of water connection etc.	Depts. Concerned of State Governments	Web site address of the state/UT is given at Annexure-12

## Website Addresses of Important Ministries/Departments

Biotechnoloty, Ministry of	<a href="http://dbtindia.nic.in">http://dbtindia.nic.in</a>
Bureau of Indian Standards	<a href="http://www.bis.or.in">http://www.bis.or.in</a>
Chemicals & Petrochemicals, Ministry of	<a href="http://chemicals.nic.in">http://chemicals.nic.in</a>
Civil aviation, Ministry of	<a href="http://civilaviatin.nic.in">http://civilaviatin.nic.in</a>
Commerce, Dept. of	<a href="http://commerce.nic.in">http://commerce.nic.in</a>
Coal, Ministry of	<a href="http://coal.nic.in">http://coal.nic.in</a>
Company Affairs, Ministry of	<a href="http://dca.nic.in">http://dca.nic.in</a>
Education, Dept of	<a href="http://www.education.nic.in">http://www.education.nic.in</a>
Environment and Forests, Ministry of	<a href="http://envfor.nic.in">http://envfor.nic.in</a>
Explosives, Dept of	<a href="http://explosives.nic.in">http://explosives.nic.in</a>
External Affairs, Ministry of	<a href="http://www.meaindia.nic.in">http://www.meaindia.nic.in</a>
Finance, Ministry of	<a href="http://finmin.nic.in">http://finmin.nic.in</a>
Foreign trade, Directorate General of	<a href="http://dgft.delhi.nic.in">http://dgft.delhi.nic.in</a>
Heavy Industries, Dept. of	<a href="http://dhi.nic.in">http://dhi.nic.in</a>
Industrial Policy & Promotion, Dept. of	<a href="http://dipp.gov.in">http://dipp.gov.in</a>
Information and Broadcasting, Ministry of	<a href="http://pib.nic.in">http://pib.nic.in</a>
Information Technology , Dept. of	<a href="http://www.mit.gov.in">http://www.mit.gov.in</a>
Labour, Ministry of	<a href="http://labour.nic.in">http://labour.nic.in</a>
Mines, Dept. of	<a href="http://mines.nic.in">http://mines.nic.in</a>
Non-cibvebtuibak Energy Sources, Ministry of	<a href="http://mines.nic.in">http://mines.nic.in</a>
Patents, Designs and Trademarks, Office of Controller General of	<a href="http://patentoffice.nic.in">http://patentoffice.nic.in</a>
Petroleum and Natural Gas, Minisry of	<a href="http://petroleum.nic.in">http://petroleum.nic.in</a>
Power, Ministry of	<a href="http://powermin.nic.in">http://powermin.nic.in</a>
Railways, Minitry of	<a href="http://www.indianrailways.gov.in">http://www.indianrailways.gov.in</a>
Reserve Bank of India	<a href="http://www.rbi.org.in">http://www.rbi.org.in</a>
Road Transport & Highways, Ministry of	<a href="http://monrth.nic.in">http://monrth.nic.in</a>
Shipping, Minstry of	<a href="http://shipping.nic.in">http://shipping.nic.in</a>
Small Scale Industries & Agro and Rural Industries, Ministry of	<a href="http://ssi.nic.in">http://ssi.nic.in</a>
Statistics and Progrmme Implementation, Ministry of	<a href="http://mospi.nic.in">http://mospi.nic.in</a>

Telecommunication, Dept. of	<a href="http://www.dotindia.com">http://www.dotindia.com</a>
Textiles, Ministry of	<a href="http://texmin.nic.in">http://texmin.nic.in</a>
Tourism, Ministry of	<a href="http://tourismofindia.com">http://tourismofindia.com</a>
Urban Development, Ministry of	<a href="http://urbanindia.nic.in">http://urbanindia.nic.in</a>
Water resources, Ministry of	<a href="http://wrmin.nic.in">http://wrmin.nic.in</a>



### Website Addresses of States/UTS(union territories)

Andaman & Nicobar(UT)	<a href="http://andaman.nic.in">http://andaman.nic.in</a>
Andhra Pradesh	<a href="http://www.andhrapradesh.com">http://www.andhrapradesh.com</a>
Arunachal Pradesh	<a href="http://arunachalpradesh.nic.in">http://arunachalpradesh.nic.in</a>
Assam	<a href="http://assamgovt.nic.in">http://assamgovt.nic.in</a>
Bihar	<a href="http://bihar.hypermart.net">http://bihar.hypermart.net</a>
Chardigarh(UT)	<a href="http://chandigarh.nic.in">http://chandigarh.nic.in</a>
Chhattisgarh	<a href="http://chhattisgarh.nic.in">http://chhattisgarh.nic.in</a>
Dadra & Nagar Hveli(UT)	<a href="http://oidc.nic.in">http://oidc.nic.in</a>
Daman & diu(UT)	<a href="http://daman.nic.in">http://daman.nic.in</a>
Delhi	<a href="http://delhigovt.nic.in">http://delhigovt.nic.in</a>
Goa	<a href="http://goagovt.nic.in">http://goagovt.nic.in</a>
Gujarat	<a href="http://gujaratindustry.gov.in">http://gujaratindustry.gov.in</a>
Haryana	<a href="http://haryana.nic.in">http://haryana.nic.in</a>
Himachal Pradesh	<a href="http://himachal.nic.in">http://himachal.nic.in</a>
Jammu & Kashmir	<a href="http://jammukashmir.nic.in">http://jammukashmir.nic.in</a>
Jharkhand	<a href="http://jharkhand.nic.in">http://jharkhand.nic.in</a>
Karnataka	<a href="http://www.kar.nic.in">http://www.kar.nic.in</a>
Kerala	<a href="http://www.keralagov.com">http://www.keralagov.com</a>
Lakshdweep(UT)	<a href="http://lakshadweep.nic.in">http://lakshadweep.nic.in</a>
Madhya Pradesh	<a href="http://mpgovt.nic.in">http://mpgovt.nic.in</a>
Maharashtra	<a href="http://www.maharashtra.gov.in">http://www.maharashtra.gov.in</a>
Manipur	<a href="http://manipur.nic.in">http://manipur.nic.in</a>
Meghalaya	<a href="http://meghalaya.nic.in">http://meghalaya.nic.in</a>
Mizoram	<a href="http://mizoram.nic.in">http://mizoram.nic.in</a>
Nagaland	<a href="http://nagaland.nic.in">http://nagaland.nic.in</a>
Orissa	<a href="http://orssagav.nic.in">http://orssagav.nic.in</a>
Pondeicherry(UT)	<a href="http://pondicherry.nic.in">http://pondicherry.nic.in</a>
Punja	<a href="http://punjabgovt.nic.in">http://punjabgovt.nic.in</a>
Rajasthan	<a href="http://www.rajastha.gov.in">http://www.rajastha.gov.in</a>
Sokkim	<a href="http://sikkim.nic.in">http://sikkim.nic.in</a>
Tamil Nadu	<a href="http://www.tn.gov.in">http://www.tn.gov.in</a>
Tripura	<a href="http://www.tripura.nic.in">http://www.tripura.nic.in</a>

Uttar Pradesh	<a href="http://www.upgov.nic.in">http://www.upgov.nic.in</a>
Uttranchal	<a href="http://www.uttaranchalassembly.org">http://www.uttaranchalassembly.org</a>
West Bengal	<a href="http://www.wbgov.com">http://www.wbgov.com</a>

### Addresses for Filing Application etc.

Sl No. Application for	Address for filing
1. Industrial Licence/COB Licence	PR&C Section, SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11, India
2. IEM	PR&C Sec., SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11
3. Monthly Production Returns	Jt.director, Industrial statistics Unit(ISU), Dept. of Industrial Policy & Promotion, Room No.326, Udyog Bhavan, New Delhi-11 Fax : 011-23014564 E-Mail : <a href="mailto:vishu@ub.nic.in">vishu@ub.nic.in</a>
4. FDI Application with NRI Investment & 100% EOU	PR&C Sec., SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11
5. Foreign Technology Agreement under Government Approval	Project Approval Board, SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11
6. Approval for Industrial Park, Model Town/Growth Centre under Government Approval	PR&C Sec., SIA, Dept. of Industrial Policy & Promotion, Ministry of Commerce & Industry, Udyog Bhavan, New Delhi-11
7. FDI under automatic route	Regional Office concerned of RBI (Addresses are Available at RBI website)
8. FDI application under Government route	FIPB Unit, Dept. of Economic Affairs, Ministry of Finance, North Block, New Delhi-110001
9. For Registration and Incorporation of company	Registrar of Companies, Ministry of Company Affairs, B Block, 2 <sup>nd</sup> Floor, Paryavaran Bhavan, CGO complex, New Delhi-110003
10. For setting up Liaison/Project/Branch office of a foreign company	RBI.Central Office, Foreign Investment Division, Shaheed Bhagat Singh Road, Mumbai-400001

## Contact Addresses

### **Joint Secretary (Secretariat for Industrial Assistance)**

Tel 011-23062983

Fax 011-23061034

E-mail : [dipp\\_sia@ub.nic.in](mailto:dipp_sia@ub.nic.in)

### **Director**

(FDI Policy, 100% EOUs & NRI Investment)

Tel 011-23063198

Fax 011-23063345

E-mail : [julaniya@ub.nic.in](mailto:julaniya@ub.nic.in)

### **Director**

(Industrial Licensing & Technology Collaboration)

Tel 011-23063596

Fax 011-23062626

E-mail : [manchanda@ub.nic.in](mailto:manchanda@ub.nic.in)

### **Deputy Secretary**

(Investment Promotion & Infrastructure Development & FIIA)

Tel 011-23062318

Fax 011-23062950

E-mail : [chanchal.kumar@nic.in](mailto:chanchal.kumar@nic.in)

### **Public Relations Officers**

Entrepreneurs Assistance Unit SIA

Udyog Bhava, New Delhi-110011

Tel 011-23063088

E-mail : [ipp\\_prc@ub.nic.in](mailto:ipp_prc@ub.nic.in)